

官報 号外

昭和六十三年十二月二十一日

○第百十三回 参議院會議録第十四号

昭和六十三年十二月二十一日(水曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第十四号

昭和六十三年十二月二十一日

午前十時開議

- 第一 一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 教育職員免許法等の一部を改正する法律案(第百十二回国会内閣提出、第百十三回国会衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
一、日程第一より第六まで

昭和六十三年十二月二十一日 参議院會議録第十四号 一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案外二件 二三五

一、国会に置かれる機関の休日に関する法律案(衆議院提出)

○議長(土屋義彦君) これより会議を開きます。

日程第一 一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案

日程第二 特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

日程第三 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長大城眞順君。

審査報告書

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年十二月二十日

内閣委員長 大城 眞順

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する昭和六十三年八月四日付けの給与改定に関する勧告及び同日付けの寒冷地手当に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額並びに初任給調整手当、扶養手当及び住居手当の額の改定等を行い、あわせて、北海道等に在勤する国家公務員に対して支給される寒冷地手当のうち基準額に加算する額の改定を図らうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和六十三年年度に必要な経費は、約七百八十億円である。

附帯決議

寒冷地手当制度の趣旨にかんがみ、政府並びに人事院は、寒冷積雪地における公務員の生活実態に配慮し、今後における燃料価格の動向に対応して、必要に応じて寒冷地手当加算額の適切な改善を行うべきである。

右決議する。

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年十二月二十日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 土屋 義彦殿

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律

(一般職の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項第一号中「二十三万九千円」を「二十四万六千円」に改め、同項第二号中「四万三千五百円」を「四万四千五百円」に改める。

第十一条第二項第二号及び第四号中「満十八歳未満の」を「満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改め、同条第三項中「一万五千円」を「一万六千円」に、「二万円」を「一万五千元」に改める。

第十二条の七第二項第一号中「八千五百円」を「一万五千五百円」に改める。

第二十二條第一項中「二万五千八百円」を「二万六千四百円」に改める。

別表第一から別表第九までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額	9 級 俸給月額	10 級 俸給月額	11 級 俸給月額
1	99,100	121,100	141,000	171,700	187,600	205,400	222,900	241,800	271,500	305,900	349,100
2	102,200	126,800	148,000	179,600	195,800	214,100	231,700	251,000	282,800	318,000	363,700
3	105,500	133,500	155,200	187,500	204,200	222,800	240,600	260,300	294,100	330,100	378,300
4	108,800	140,900	162,400	195,600	212,500	231,500	249,500	269,700	305,400	342,200	393,000
5	112,500	147,500	169,800	203,900	220,900	240,200	258,600	279,400	316,900	354,400	407,600
6	116,700	152,900	177,200	212,100	229,100	248,900	267,700	289,000	328,400	366,600	422,200
7	121,100	158,300	184,300	220,200	237,200	257,600	276,800	298,600	339,900	378,800	436,800
8	125,200	163,400	191,300	228,100	245,100	266,500	286,000	308,200	351,400	391,100	451,300
9	128,900	168,100	197,300	235,700	253,000	275,400	295,200	317,800	362,700	403,200	465,500
10	132,200	172,400	203,100	243,100	260,900	284,500	304,400	327,300	373,800	414,800	479,500
11	135,100	176,600	208,800	250,600	268,700	293,600	313,500	336,800	384,400	424,600	490,300
12	138,100	180,700	214,300	258,200	276,300	302,600	322,400	346,300	394,900	433,900	497,200
13	140,500	184,800	219,800	265,200	283,400	311,500	330,800	355,200	404,000	441,700	503,900
14	142,900	187,900	224,800	272,200	290,500	319,900	338,200	364,000	411,100	448,900	510,200
15	145,300	190,800	229,600	278,300	296,300	327,700	345,000	371,200	418,000	453,500	515,000
16	146,900	193,800	234,300	284,300	301,700	334,000	350,900	377,900	422,700		
17		196,700	238,700	288,700	306,600	339,900	356,100	382,400	427,400		
18		199,400	242,300	292,500	310,600	344,100	360,700	386,600	431,700		
19		201,400	245,700	296,200	314,400	348,200	364,800	390,700			
20			248,300	299,000	317,700	352,200	368,900	394,800			
21			250,900	301,700	320,700	356,100	372,900	398,600			
22			253,400	304,400	323,800	360,000	376,600				
23			255,900	307,100	326,900	363,900					
24			258,300	309,800	329,900	367,500					
25			260,700	312,400	332,900						
26			263,100	315,000	335,700						
27			265,300	317,500							
28			267,500	319,900							
29			269,700								

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額	6 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	88,900	123,600	139,500	157,500	182,000	207,500
2	91,600	128,800	145,500	163,700	188,300	214,200
3	94,400	134,100	151,500	169,800	194,500	220,900
4	97,200	139,500	157,500	175,900	200,800	228,200
5	99,800	145,000	163,600	182,000	207,000	235,600
6	102,900	150,300	169,700	188,100	213,300	243,200
7	106,300	155,600	175,500	193,700	219,400	250,800
8	109,900	160,800	181,200	199,000	224,900	258,400
9	113,800	165,900	187,000	204,300	230,300	266,100
10	118,400	170,900	192,400	209,600	235,700	273,600
11	123,600	175,800	197,400	214,600	241,100	281,200
12	128,800	180,500	202,400	219,500	246,500	288,500
13	134,000	185,100	207,200	224,400	251,800	295,800
14	139,100	189,500	212,000	229,300	257,000	302,200
15	144,000	193,700	216,700	234,100	262,100	308,500
16	148,600	197,500	221,300	239,000	267,100	314,700
17	152,900	201,300	226,000	243,300	271,900	320,900
18	157,100	204,900	230,800	247,300	276,400	326,400
19	160,900	208,500	235,100	250,800	280,600	331,600
20	163,800	211,100	239,200	254,200	284,600	336,100
21	166,700	213,300	242,400	257,300	288,500	340,600
22	169,600	215,600	245,200	260,400	292,100	345,000
23	172,400	217,700	247,600	263,400	294,800	348,400
24	175,000	219,800	250,000	266,200	297,300	
25	177,300	221,900	252,200	268,800	299,700	
26	179,500	224,000	254,500	271,400	302,100	
27	181,600	226,000	256,700	273,800		
28	183,700	228,200	258,900	276,000		
29	185,700	230,200	261,100			
30	187,600	232,100	263,300			
31	189,400		265,300			
32	191,200					

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	113,000	172,800	208,400	242,300	271,500	305,900	349,100
2	117,200	180,600	215,100	251,500	282,800	318,000	363,700
3	121,600	188,500	223,800	260,800	294,100	330,100	378,300
4	127,400	196,800	232,600	270,300	305,400	342,200	393,000
5	134,000	205,100	241,400	279,800	316,900	354,400	407,600
6	141,400	213,300	250,200	289,300	328,400	366,600	422,200
7	148,700	221,500	259,200	298,800	339,900	378,800	436,800
8	156,000	229,700	268,300	308,300	351,400	391,100	451,300
9	163,400	237,600	277,300	317,800	362,700	403,200	465,500
10	170,700	245,400	286,400	327,300	373,800	414,800	479,500
11	178,000	253,300	295,500	336,800	384,400	424,600	490,300
12	185,000	261,100	304,600	346,300	394,900	433,900	497,200
13	192,000	268,800	313,600	355,200	404,000	441,700	503,900
14	197,800	276,300	322,500	364,000	411,100	448,900	510,200
15	203,500	283,400	330,900	371,200	418,000	453,500	515,000
16	209,200	290,000	338,200	377,900	422,700		
17	214,500	295,100	345,000	382,400	427,400		
18	219,900	299,100	349,200	386,600	431,700		
19	224,800	302,900	353,200	390,700			
20	229,600	306,100	357,200	394,800			
21	234,300	309,300	361,200	398,600			
22	238,700	312,000	365,200				
23	242,300	314,700	369,200				
24	245,700	317,300	372,800				
25	248,300						

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	109,900	137,200	162,100	195,900	213,200	231,400	248,800	267,600	296,200	328,600	363,800
2	114,100	144,000	169,600	204,500	221,800	240,000	258,200	277,100	305,800	340,100	375,500
3	118,600	150,900	177,300	213,100	230,400	248,700	267,600	286,700	315,700	351,700	387,100
4	123,600	158,600	184,800	221,600	239,000	258,100	277,100	296,200	325,500	362,800	398,800
5	128,900	164,500	192,000	230,100	247,500	267,500	286,500	305,800	335,300	373,900	410,400
6	134,000	169,300	199,100	238,600	256,000	276,900	295,900	315,400	345,100	383,700	422,200
7	138,200	173,800	205,900	246,800	264,400	286,300	305,400	325,000	354,900	393,400	436,800
8	141,100	177,600	211,600	254,700	272,800	295,700	314,900	334,700	364,700	403,000	451,300
9	143,700	181,300	217,100	262,600	281,000	305,100	324,300	344,500	374,400	412,400	465,500
10	146,300	184,900	222,500	270,400	289,000	314,500	333,700	354,300	383,900	421,800	479,500
11	148,300	188,500	227,600	278,100	295,800	323,800	343,100	364,100	393,100	431,200	490,300
12	150,300	191,700	232,700	285,500	302,000	333,100	352,600	373,800	402,400	440,500	497,200
13	152,200	194,900	237,100	291,100	308,000	342,400	362,000	383,100	411,600	449,700	503,900
14	153,800	198,000	241,000	295,700	314,000	351,800	369,500	392,300	420,400	457,600	510,200
15		200,100	244,600	300,000	319,400	360,800	376,700	400,600	429,000	462,000	515,000
16			248,000	304,300	324,700	367,300	383,300	408,100	433,500		
17			250,200	307,600	329,400	373,400	388,800	412,500	438,000		
18				310,900	333,300	378,700	393,900	416,700	442,100		
19				313,700	337,100	382,900	398,000	420,900			
20				316,500	340,600	387,000	402,000	425,000			
21				319,000	343,400	390,900	406,000	428,800			
22				321,500		394,800	409,700				
23				323,900		398,600					
24						402,200					

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額	9 級 俸給月額	10 級 俸給月額	11 級 俸給月額
1	114,600	124,100	140,100	180,100	213,800	231,400	248,800	267,600	296,200	328,600	363,800
2	119,100	128,900	147,900	188,200	222,400	240,000	258,200	277,100	305,800	340,100	375,500
3	123,900	133,700	155,900	196,600	231,000	248,700	267,600	286,700	315,700	351,700	387,100
4	128,700	139,800	163,900	205,100	239,500	258,100	277,100	296,200	325,500	362,800	398,800
5	133,500	147,400	172,000	213,700	248,000	267,500	286,500	305,800	335,300	373,900	410,400
6	139,300	155,200	179,600	222,300	256,400	276,900	295,900	315,400	345,100	383,700	422,200
7	146,600	162,800	187,000	230,800	264,800	286,300	305,400	325,000	354,900	393,400	436,800
8	154,100	170,300	194,400	239,200	273,300	295,700	314,900	334,700	364,700	403,000	451,300
9	161,400	177,400	202,000	247,600	281,500	305,100	324,300	344,500	374,400	412,400	465,500
10	168,900	184,400	209,600	255,600	289,600	314,500	333,700	354,300	383,900	421,800	479,500
11	175,800	191,500	217,000	263,500	297,700	323,800	343,100	364,100	393,100	431,200	490,300
12	182,800	198,600	224,500	271,300	305,600	333,100	352,600	373,800	402,400	440,500	497,200
13	189,800	205,900	231,900	278,900	313,400	342,400	362,000	383,100	411,600	449,700	503,900
14	196,900	213,200	239,000	286,400	321,200	351,800	369,500	392,300	420,400	457,600	510,200
15	203,900	220,500	246,200	293,900	329,000	360,800	376,700	400,600	429,000	462,000	515,000
16	211,000	227,700	253,500	301,200	336,500	367,300	383,300	408,100	433,500		
17	217,700	234,300	260,700	308,300	343,600	373,400	388,800	412,500	438,000		
18	223,900	240,900	268,100	315,500	350,000	378,700	393,900	416,700	442,100		
19	229,900	247,400	275,600	322,400	355,800	382,900	398,000	420,900			
20	236,000	254,000	283,100	328,800	360,100	387,000	402,000	425,000			
21	242,000	260,400	290,400	335,200	363,700	390,900	406,000	428,800			
22	248,000	266,900	297,500	341,600	367,400	394,800	409,700				
23	254,200	273,400	304,700	347,300	370,900	398,600					
24	260,200	279,900	311,600	351,100	374,300	402,200					
25	266,200	286,200	318,000	354,400	377,700						
26	272,000	292,400	324,400	357,700	380,900						
27	277,500	298,300	330,800	361,000							
28	282,900	304,200	336,400	364,200							
29	287,100	309,400	340,200	367,400							
30	291,200	314,100	343,500	370,400							
31	295,400	318,800	346,800								
32	299,500	321,900	350,000								
33	302,100	324,900	353,200								
34		327,900	356,300								
35		330,900	359,200								
36		333,600									

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	109,900	137,200	162,100	195,900	213,200	231,400	248,800	267,600	296,200	328,600	363,800
2	114,100	144,000	169,600	204,500	221,800	240,000	258,200	277,100	305,800	340,100	375,500
3	118,800	150,900	177,300	213,100	230,400	248,700	267,600	286,700	315,700	351,700	387,100
4	124,200	158,600	184,800	221,600	239,000	258,100	277,100	296,200	325,500	362,800	398,800
5	129,800	164,500	192,000	230,100	247,500	267,500	286,500	305,800	335,300	373,900	410,400
6	135,500	170,100	199,100	238,600	256,000	276,900	295,900	315,400	345,100	383,700	422,200
7	140,400	175,600	205,900	246,800	264,400	286,300	305,400	325,000	354,900	393,400	436,800
8	145,100	180,900	212,100	254,700	272,800	295,700	314,900	334,700	364,700	403,000	451,300
9	149,400	186,000	218,300	262,600	281,000	305,100	324,300	344,500	374,400	412,400	465,500
10	153,400	190,800	224,300	270,400	289,000	314,500	333,700	354,300	383,900	421,800	479,500
11	157,400	195,600	230,100	278,100	296,400	323,800	343,100	364,100	393,100	431,200	490,300
12	161,500	200,400	235,500	285,500	303,200	333,100	352,600	373,800	402,400	440,500	497,200
13	165,600	205,200	240,900	292,000	310,900	342,400	362,000	383,100	411,600	449,700	503,900
14	169,400	210,000	246,300	297,500	316,500	351,800	369,500	392,300	420,400	457,600	510,200
15	173,300	214,300	251,700	302,700	321,900	360,800	376,700	400,600	429,000	462,000	515,000
16	176,900	218,400	256,300	307,600	327,400	367,300	383,300	408,100	433,500		
17	180,300	222,000	260,900	311,400	332,200	373,400	388,800	412,500	438,000		
18	183,300	225,600	265,100	314,700	336,100	378,700	393,900	416,700	442,100		
19	186,200	227,700	268,600	317,600	340,100	382,900	398,000	420,900			
20	189,000		271,100	320,300	343,700	387,000	402,000	425,000			
21	191,000		273,600	322,900	346,800	390,900	406,000	428,800			
22			276,100	325,500	349,600	394,800	409,700				
23			278,600	328,000		398,600					
24			281,000	330,400		402,200					
25			283,400								
26			285,600								

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	117,000	151,400	195,000	235,100	266,400	299,500	375,000
2	122,600	159,100	204,200	245,500	277,000	311,800	387,700
3	129,500	167,600	213,700	255,900	287,500	324,100	400,300
4	136,400	176,100	223,200	266,300	297,900	336,400	412,600
5	143,400	184,500	232,700	276,500	308,100	348,500	424,800
6	150,600	192,500	241,900	286,500	318,200	360,300	436,800
7	157,200	199,700	250,800	296,400	328,000	372,000	448,800
8	163,900	206,800	259,400	305,700	337,700	383,600	459,500
9	170,500	214,000	267,500	314,600	347,000	395,000	469,500
10	176,500	220,900	275,300	323,100	356,200	405,500	477,800
11	180,900	227,200	283,000	331,500	365,400	415,700	485,800
12	185,000	232,800	290,300	339,900	374,200	425,800	493,500
13	188,900	238,500	297,600	348,100	382,500	435,000	500,100
14	192,800	244,100	304,700	356,300	390,800	443,100	506,000
15	196,100	249,200	311,800	363,800	397,700	450,500	510,600
16	199,300	253,900	318,800	371,000	403,600	457,400	
17	202,500	258,700	325,400	378,200	409,200	463,700	
18	205,800	262,000	331,600	383,500	414,300	468,300	
19	207,900		335,300	387,800	419,400	472,800	
20			339,100	392,100	424,100	477,100	
21			342,800	396,300	428,300	481,200	
22			346,400	400,300	432,200		
23			349,800	404,200			
24			353,200	408,100			
25				411,800			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額	6 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	101,300	124,400	153,100	179,600	209,200	238,500
2	103,900	129,500	159,300	183,800	216,600	245,900
3	106,800	135,200	165,700	194,100	224,100	253,300
4	110,500	141,200	172,400	201,800	231,100	260,600
5	114,700	146,800	179,500	209,000	237,600	268,200
6	119,100	152,700	186,700	216,300	243,800	276,000
7	124,100	158,600	194,000	223,300	249,900	283,800
8	129,200	164,400	201,400	229,400	255,700	291,600
9	134,400	170,500	208,700	235,300	261,500	299,400
10	140,400	176,700	215,900	241,100	267,200	307,200
11	146,000	182,900	222,700	246,800	272,900	315,000
12	151,700	189,000	228,500	252,100	278,700	322,800
13	157,500	194,700	234,200	257,200	284,400	330,600
14	163,000	200,300	239,900	262,200	290,000	337,800
15	168,200	205,900	245,200	267,000	295,500	344,300
16	173,300	211,300	250,300	271,500	300,700	350,800
17	178,200	216,500	254,900	275,600	305,300	357,000
18	183,100	221,400	259,600	279,500	309,600	362,700
19	187,800	226,200	264,000	283,300	312,900	368,300
20	191,900	230,500	267,900	286,700	316,200	373,400
21	194,900	234,100	271,200	289,900	319,400	378,100
22	197,700	237,400	274,200	292,900	322,600	382,800
23	199,700	240,300	277,100	295,600	325,700	386,500
24		242,900	279,600	298,200	328,800	
25		245,300	282,000	300,800	331,700	
26		247,600	284,400	303,300	334,600	
27		249,900	286,800			
28		252,000	289,200			
29			291,500			
30			293,700			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	116,600	143,200	195,900	228,200	292,500
2	121,700	151,800	204,700	238,300	303,400
3	127,100	160,300	213,700	248,500	314,500
4	133,900	169,100	222,900	258,700	325,600
5	140,800	178,000	232,200	269,000	336,700
6	148,100	187,000	241,600	279,300	348,000
7	155,500	196,800	251,100	289,600	359,300
8	163,300	204,600	260,500	299,700	370,600
9	171,600	213,500	269,900	309,900	381,800
10	179,900	222,300	279,300	319,900	393,000
11	188,200	231,000	288,300	329,400	404,200
12	196,100	239,500	297,200	338,100	415,400
13	203,400	247,900	306,000	346,600	426,600
14	210,500	255,200	314,800	355,000	437,900
15	217,000	262,500	323,400	363,100	449,200
16	223,500	269,000	331,600	371,200	460,200
17	229,600	275,300	339,700	379,000	469,900
18	235,600	281,600	347,500	386,900	479,600
19	241,500	287,700	355,300	394,400	489,100
20	247,100	293,800	363,100	401,300	498,000
21	252,600	299,800	370,500	408,200	506,100
22	258,000	305,700	377,900	414,900	512,300
23	263,100	311,300	384,500	420,900	517,500
24	268,100	316,900	390,600	426,900	522,300
25	272,000	322,500	394,900	432,200	
26	275,900	327,100	398,400	436,000	
27	279,600	330,900	401,900	439,800	
28	283,100	334,300	405,400	443,300	
29	285,700	337,600	408,600		
30	288,300	340,900			
31	290,900	344,100			
32	293,400	347,300			
33	295,900	350,400			
34	298,300	353,400			
35	300,700				

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
1	108,100	134,600	250,500	339,700
2	111,900	142,200	259,700	349,300
3	116,500	149,800	268,800	359,000
4	121,200	157,300	277,900	368,700
5	126,600	164,800	286,900	378,300
6	132,800	172,500	296,000	388,000
7	139,500	180,100	305,100	397,600
8	146,500	187,800	314,200	407,100
9	153,700	195,800	323,400	416,600
10	161,100	202,900	332,600	426,100
11	168,300	210,900	341,700	435,300
12	175,500	219,700	350,900	443,900
13	182,700	228,700	359,700	451,700
14	189,900	237,600	368,400	459,400
15	197,000	246,500	377,000	464,000
16	204,100	255,300	385,500	
17	211,100	264,100	394,000	
18	218,100	272,800	402,500	
19	225,000	281,500	411,000	
20	231,200	290,200	418,600	
21	237,300	298,800	425,900	
22	243,000	307,300	433,100	
23	248,700	315,900	440,100	
24	254,200	324,600	444,300	
25	259,600	332,500		
26	264,800	340,100		
27	269,900	347,600		
28	274,800	355,200		
29	279,500	362,600		
30	283,000	369,100		
31	286,500	375,300		
32	289,900	380,600		
33	293,000	385,300		
34	295,500	389,900		
35	297,900	394,500		
36	300,200	397,500		
37	302,600			
38	304,900			
39	307,100			
40	309,300			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
1	108,100 ^円	116,500 ^円	213,800 ^円	336,000 ^円
2	111,900	122,300	223,000	344,600
3	116,500	128,300	232,200	353,300
4	121,200	134,600	241,400	361,800
5	126,600	142,200	250,500	370,400
6	132,800	149,800	259,700	378,900
7	139,500	157,300	268,800	387,500
8	146,500	164,800	277,900	395,800
9	153,600	172,500	286,900	403,300
10	160,900	180,100	295,900	410,800
11	167,800	187,800	304,800	417,500
12	174,700	195,300	313,000	424,300
13	181,300	202,900	321,200	429,800
14	187,900	210,900	329,300	435,100
15	194,200	219,700	337,400	439,200
16	200,400	228,700	345,300	
17	206,500	237,600	353,100	
18	212,400	246,500	361,000	
19	218,200	255,300	368,800	
20	223,700	264,100	376,400	
21	228,900	272,800	383,500	
22	233,900	281,400	390,000	
23	238,600	290,000	395,900	
24	243,000	298,500	400,900	
25	246,600	306,300	405,000	
26	250,100	313,900	408,300	
27	253,200	321,400	411,600	
28	255,900	328,600	414,600	
29	258,500	335,400		
30	260,800	341,900		
31	263,100	348,200		
32	265,400	354,300		
33	267,500	359,900		
34		365,400		
35		370,200		
36		374,400		
37		378,400		
38		382,400		
39		385,000		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	121,100	152,900	195,900	248,500	381,700
2	128,200	160,900	204,700	258,700	392,900
3	135,700	168,400	213,700	269,000	404,100
4	143,200	178,200	222,900	279,300	415,300
5	150,900	187,100	232,200	289,600	426,500
6	158,600	195,800	241,600	299,700	437,800
7	166,400	204,600	251,300	309,900	449,100
8	174,500	213,500	261,100	319,900	460,200
9	182,600	222,300	271,300	329,400	469,900
10	190,800	231,100	281,400	338,700	479,600
11	198,500	239,900	291,500	348,000	489,100
12	206,200	249,000	301,600	359,300	498,000
13	213,600	258,100	311,600	370,600	506,100
14	220,600	267,200	321,100	381,800	512,400
15	227,500	276,100	330,200	393,000	517,600
16	234,100	285,000	339,100	404,200	522,400
17	240,500	293,400	347,300	415,400	
18	246,700	301,500	356,400	426,800	
19	252,600	309,400	364,600	437,900	
20	258,300	317,400	372,500	447,700	
21	263,600	325,300	380,100	454,400	
22	268,900	333,100	387,800	460,800	
23	274,100	340,900	394,700	467,000	
24	278,800	348,500	401,500	473,300	
25	283,200	355,900	408,000	478,700	
26	287,500	363,100	413,400	483,500	
27	290,600	370,100	418,800	487,800	
28	293,800	376,800	422,700		
29	296,900	383,400	426,500		
30	300,000	389,000	430,000		
31	302,900	394,400			
32	305,800	399,700			
33		403,300			
34		406,900			
35		410,200			

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	99,200	126,400	203,100	241,600	281,200
2	102,300	133,600	212,700	251,300	292,500
3	105,600	141,700	222,300	261,000	303,800
4	109,000	149,700	231,900	270,800	315,500
5	113,000	157,900	241,500	280,500	327,300
6	118,100	166,100	251,100	290,200	339,800
7	123,400	174,300	260,500	299,600	352,300
8	128,900	182,600	269,900	309,000	365,000
9	135,800	190,800	279,300	318,100	377,600
10	142,900	199,000	288,400	326,900	390,100
11	150,400	207,100	296,600	335,700	402,600
12	158,000	215,200	304,600	344,500	415,000
13	165,500	223,000	312,300	353,100	427,200
14	173,000	230,500	319,100	361,700	439,400
15	180,400	237,900	325,500	370,200	451,500
16	187,800	245,300	331,900	378,700	463,400
17	194,900	252,000	338,100	387,200	475,300
18	201,900	258,600	344,200	395,700	485,500
19	207,700	265,200	350,200	404,000	493,100
20	213,400	271,800	355,800	411,100	499,600
21	219,000	278,200	361,200	418,000	505,200
22	224,500	284,600	366,200	422,900	510,800
23	229,800	290,900	370,800	427,700	515,000
24	235,000	296,000	374,900	431,700	
25	239,900	300,900	378,600		
26	243,800	304,700	382,400		
27	247,500	308,200	385,900		
28	250,400	311,700			
29	253,300	315,200			
30	256,000	318,700			
31	258,700	321,900			
32	261,200				

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(一)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	173,200	238,300	272,900	354,800
2	182,900	249,700	284,600	366,200
3	193,000	261,300	296,300	377,600
4	204,300	272,900	308,000	389,000
5	215,700	284,500	319,600	400,400
6	227,000	296,100	331,200	411,500
7	238,300	307,600	342,900	422,300
8	249,500	319,100	354,600	432,800
9	260,500	330,500	366,100	443,200
10	271,300	341,900	377,500	453,600
11	280,400	351,800	388,900	463,900
12	289,100	361,300	399,500	474,200
13	297,600	370,500	410,000	484,500
14	306,100	379,500	420,300	494,800
15	314,500	388,300	430,500	503,900
16	322,900	397,100	440,200	512,400
17	331,200	405,900	449,800	520,300
18	338,500	414,700	459,400	526,600
19	343,400	421,500	469,000	531,900
20	348,200	428,000	476,100	536,700
21	351,300	434,000	483,200	
22		438,300	488,000	
23		442,400	492,600	
24		446,400	497,200	
25		450,300	501,900	
26		454,000	506,200	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額	6 級 俸 給 月 額	7 級 俸 給 月 額	8 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	102,300	125,200	158,700	181,300	214,100	251,000	281,400	341,700
2	105,700	130,700	166,100	189,100	223,000	260,300	292,900	354,000
3	109,400	137,500	173,600	197,000	232,000	269,700	304,400	366,600
4	114,000	144,200	181,200	205,000	241,000	279,400	316,100	379,300
5	118,600	151,000	188,900	213,100	250,000	289,000	327,700	392,000
6	123,700	157,800	196,700	221,200	259,100	298,600	339,300	404,700
7	129,200	164,600	204,600	229,500	268,100	308,200	350,900	417,300
8	135,700	171,300	212,500	237,700	277,000	317,800	362,400	429,900
9	142,300	178,300	220,500	245,700	286,000	327,300	373,800	442,300
10	148,200	185,100	228,500	253,700	295,100	336,800	384,400	454,600
11	153,500	191,800	236,200	261,600	304,000	346,300	394,900	462,000
12	158,700	197,700	243,700	269,300	312,700	355,200	404,000	468,600
13	163,700	203,600	251,000	277,000	320,900	364,000	411,100	474,800
14	168,200	209,400	258,400	284,300	328,700	371,200	418,000	480,700
15	172,600	215,000	265,500	291,600	335,100	377,900	424,800	486,200
16	176,800	220,400	272,500	297,500	341,400	382,400	429,400	490,700
17	180,900	225,500	279,000	303,000	346,900	386,600	433,700	
18	185,000	230,300	285,300	308,400	351,900	390,700		
19	188,100	235,000	290,000	312,400	356,000	394,800		
20	191,000	239,400	294,100	316,300	360,000	398,600		
21	193,800	242,800	297,900	319,800	363,900			
22	196,000	245,500	300,900	323,300	367,800			
23	198,000	248,000	303,600	326,400	371,400			
24		250,300	306,300	329,300				
25		252,700	308,900	332,100				
26		254,900	311,500					
27			314,000					
28			316,400					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職級の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	107,200	123,200	164,800	185,100	214,600	246,000
2	111,100	129,000	171,100	192,100	222,400	254,600
3	115,200	134,600	178,100	199,100	230,200	263,400
4	119,200	140,700	185,000	206,100	237,900	272,500
5	123,200	146,700	191,900	213,100	245,600	281,800
6	129,000	152,600	198,700	220,200	253,100	291,100
7	134,500	158,600	205,600	227,300	260,600	300,300
8	140,500	164,600	212,300	234,400	268,000	309,600
9	146,500	170,400	219,200	241,500	275,300	318,900
10	152,200	176,400	225,900	248,500	282,500	328,200
11	158,000	182,300	232,700	255,400	289,700	337,500
12	163,700	188,100	239,400	262,300	297,000	346,600
13	169,100	193,800	246,100	269,100	304,300	355,700
14	174,500	199,400	252,900	275,900	311,500	364,400
15	179,800	204,900	259,600	282,600	318,900	373,000
16	185,100	210,400	266,200	289,100	326,100	380,900
17	190,100	215,800	272,600	295,600	333,100	388,700
18	195,100	221,000	278,900	302,000	339,200	395,900
19	200,000	226,200	285,100	308,500	344,000	402,300
20	204,900	231,500	291,200	314,000	348,500	406,600
21	209,600	236,700	297,300	319,200	352,900	410,600
22	214,100	241,700	303,000	324,200	356,500	414,300
23	218,500	246,900	307,900	328,000	360,000	
24	222,400	252,000	312,400	331,700	362,700	
25	226,000	257,100	316,800	335,000		
26	229,400	262,100	320,100	338,000		
27	232,700	266,600	323,400	340,900		
28	235,800	270,700	326,100	343,500		
29	238,300	274,800	328,800			
30	240,800	277,400	331,500			
31	243,200	280,000	334,000			
32	245,500	282,500				
33	247,700	285,000				
34	249,900	287,400				
35		289,800				

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 指定職俸給表(第六条関係)

号 俸	俸 給 月 額
1	479,000
2	529,000
3	589,000
4	652,000
5	702,000
6	755,000
7	820,000
8	885,000
9	948,000
10	1,009,000
11	1,069,000
12	1,091,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第二条 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。
 第二十二條第一項中「二万六千四百円」を「二万八千七百円」に改める。
 (国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正)
 第三条 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百三)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中

甲 地	乙 地	丙 地
一〇五、三〇〇円	八一、六〇〇円	六一、〇〇〇円
七〇、二〇〇円	五四、四〇〇円	四〇、六〇〇円
三五、一〇〇円	二七、二〇〇円	二〇、三〇〇円

に改め、同条第二項中

甲 地	乙 地	丙 地
六六、五〇〇円	五二、六〇〇円	三八、六〇〇円
四四、三〇〇円	三四、四〇〇円	二五、七〇〇円
二二、二〇〇円	一七、二〇〇円	一二、九〇〇円

「二万六千四百円」を「二万六千五百円」に、「二万七千四百円」を「二万七千五百円」に、「八千七百円」を「八千七百円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定(一般職の職員の給与等に関する法律(以下「給与法」という。))第十一條第二項第二号及び第四号の改正規定を除く。
 次項及び附則第四項において同じ。)及び次項から附則第八項までの規定 公布の日

二 第一条中給与法第十一条第二項第二号及び第四号の改正規定並びに第三条の規定 昭和六十四年四月一日

三 第二条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

2 第一条の規定による改正後の給与法(以下「改正後の給与法」という。)の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

(最高号俸等の切替等)

3 昭和六十三年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に連算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

4 切替日から第一条の規定の施行の日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与法(以下「改正前の給与法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の給与法の

規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与法及びこれに基づき人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

7 改正後の給与法の規定を適用する場合においては、改正前の給与法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律(第三条の規定を除く。)の施行に關し必要な事項は人事院規則で定める。

審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年十二月二十日

内閣委員長 大城 眞順

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和六十三年度に必要経費は、約一億円である。

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年十二月二十日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 土屋 義彦殿

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百六万五千円」を「百九万五千円」に改め、同条第三項中「百三十万七千円」を「百三十三万八千円」に、「六十八万五千円」を「七十万二千円」に改める。

昭和六十三年十二月二十一日 参議院會議録第十四号 一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案外二件 二四八

第四条第二項中「二万五千八百円」を「二万六千四百円」に、「四万五千九百円」を「四万七千円」に改める。

第九条中「二万五千八百円」を「二万六千四百円」に改める。

別表第一の俸給月額欄中「一、七九二、〇〇〇円」を「一、八三五、〇〇〇円」に、「一、三〇七、〇〇〇円」を「一、三三八、〇〇〇円」に、「一、二四九、〇〇〇円」を「一、二七九、〇〇〇円」に、「一、〇六五、〇〇〇円」を「一、〇九一、〇〇〇円」に、「一、〇五五、〇〇〇円」を「一、〇八一、〇〇〇円」に、「一、〇四三、〇〇〇円」を「一、〇六九、〇〇〇円」に、「九二六、〇〇〇円」を「九四八、〇〇〇円」に、「八二二、〇〇〇円」を「八四二、〇〇〇円」に改める。

別表第二の俸給月額欄中「一、二四九、〇〇〇円」を「一、二七九、〇〇〇円」に、「一、〇六九、〇〇〇円」を「一、〇九一、〇〇〇円」に、「九二六、〇〇〇円」を「九四八、〇〇〇円」に改める。

別表第三の俸給月額欄中「四一九、〇〇〇円」を「四二八、六〇〇円」に、「三八三、八〇〇円」を「四二八、六〇〇円」に改める。

円を「三九二、六〇〇円」に、「三三七、六〇〇円」を「三五五、九〇〇円」に、「三一一、七〇〇円」を「三一九、二〇〇円」に、「二七八、八〇〇円」を「二八五、五〇〇円」に、「二四八、八〇〇円」を「二五四、八〇〇円」に、「二二四、七〇〇円」を「二三〇、一〇〇円」に、「二〇六、一〇〇円」を「二二一、〇〇〇円」に改める。

第二条 特別職の職員に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「二万六千四百円」を「二万八千七百円」に、「四万七千円」を「五万七千円」に改める。

第九条中「二万六千四百円」を「二万八千七百円」に改める。

(国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)

第三条 国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和六十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六条中「百五十五万円」を「百八万七千円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律(第二条の規定を除く。次項において同じ。)による改正後の特別職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(以下「昭和六十二年法律第六十五号」という。)の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

3 この法律による改正後の給与法又は昭和六十二年法律第六十五号の規定を適用する場合においては、この法律による改正前のこれらの法律に基づいて支給された給与は、それぞれこの法律による改正後のこれらの法律の規定による給与の内払とみなす。

審査報告書

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年十二月二十日

内閣委員長 大城 眞順

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額及び学生手当の月額の改定を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和六十三年度に必要経費は、約三百七十億円である。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年十二月二十日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 土屋 義彦殿

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「六万八千五百円」を「七万三千三百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

昭和六十三年十二月二十一日 参議院會議録第十四号 一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案外二件 二四九

別表第一 参事官等俸給表(第四条—第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号 俸	指 定 職 俸 給 月 額
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額		
1	188,900	266,000	298,700	336,600	384,100	1	479,000
2	197,600	276,200	311,100	349,900	400,100	2	529,000
3	206,400	286,400	323,500	363,200	416,200	3	589,000
4	215,400	296,700	336,000	376,500	432,400	4	652,000
5	228,000	307,400	348,700	389,900	448,500	5	702,000
6	235,600	318,000	361,400	403,300	464,600	6	755,000
7	245,200	328,600	374,000	416,800	480,600	7	820,000
8	254,900	339,100	386,600	430,300	496,500	8	885,000
9	264,700	349,600	399,000	443,600	512,100	9	948,000
10	274,500	360,100	411,300	456,400	527,500	10	1,009,000
11	284,500	370,600	422,900	467,100	539,400	11	1,069,000
12	294,500	381,000	434,500	477,400	547,000		
13	304,500	390,800	444,500	486,000	554,400		
14	314,700	400,500	452,300	493,900	561,300		
15	324,800	408,400	459,900	498,900	566,600		
16	334,900	415,800	465,100				
17	344,900	420,700	470,100				
18	354,700	425,300	475,100				
19	363,900	429,900					
20	372,100	434,300					
21	379,600	438,700					
22	386,100						
23	391,800						
24	396,900						
25	401,100						

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

四六)

備考

(一) 統合審議会議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官制及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

(俸給の切替等)

2 昭和六十三年四月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額、附則第四項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級(当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては防衛庁職員給与法(以下「法」という。)別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄をいい、当該階級が二等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。以下同じ。)におけるその者が受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に对应する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

3 前項の規定により切替日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)を定められる職員に対する切替日以後における最初の法第五條第三項において準用する一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第八條第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあっては、総理府令で定める期間)を新俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替等)

4 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給

月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替期間における異動者の俸給月額等)

5 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒地手当に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 号)による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律別表第一、別表第五若しくは別表第六(ハを除く。)から別表第九までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新たな規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替日前の異動者の俸給月額等の調整)

6 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

7 附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれ

に基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

8 新法の規定を適用する場合には、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

〔大城眞順君登壇、拍手〕

○大城眞順君 ただいま議題となりました給与関係三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒地手当に関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月の給与及び寒地手当についての人事院勧告を完全実施しようとするものであります。

その内容は、まず、給与につきましては、全俸給表の全俸給月額を本年四月一日から引き上げるとともに、初任給調整手当、扶養手当及び住居手当等を改定し、合わせて平均二・三五%の改善を行おうとするものであります。

また、寒地手当につきましては、最近における暖房用燃料価格の動向等を踏まえ、北海道等に在勤する職員に対して支給される寒地手当の基準額に加算する額につきまして、来年度から約三七%の引き下げを行おうとするものであります。

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改

定に伴い、特別職の職員の俸給月額等について所要の改定を行おうとするものであります。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して質疑を行いました。その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表して吉川委員より、一般職職員給与法及び寒地手当法改正案に対し、国家公務員の寒地手当に関する法律の改正規定を削除することの修正案が提出されました。

本修正案は予算を伴うものでありますので内閣の意見を聴取いたしましたところ、高島総務庁長官から反対である旨の発言がありました。

次いで、討論の後、三法律案並びに修正案につきまして順次採決の結果、一般職職員給与法及び寒地手当法改正案は、修正案を否決した後、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定し、特別職職員給与法等改正案並びに防衛庁職員給与法改正案は、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、一般職職員給与法及び寒地手当法改正案に対し、寒地手当に関する附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

まず、一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒地手当に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

昭和六十三年十二月二十一日 参議院會議録第十四号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よって、両案は可決されました。

○議長(土屋義彦君) 日程第四 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

日程第五 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。法務委員長堀出啓典君。

審査報告書

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十三年十二月二十日

法務委員長 堀出 啓典

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額額の改定を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴い、昭和六十三年度に必要な経費は、約八億六千万円である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年十二月二十日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 土屋 義彦殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「百五万五千円」を「百八万千円」に、「八十六万四千円」を「八十八万五千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区 分		報 酬 月 額
最 高 裁 判 所 長 官	一、八三五、〇〇〇円	
最 高 裁 判 所 判 事	一、三三八、〇〇〇円	
東 京 高 等 裁 判 所 長 官	一、二七九、〇〇〇円	
そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官	一、一八五、〇〇〇円	
一 号	一、〇六九、〇〇〇円	
二 号	九四八、〇〇〇円	
三 号	八八五、〇〇〇円	
四 号	七五五、〇〇〇円	
五 号	六五二、〇〇〇円	
六 号	五八九、〇〇〇円	
七 号	五二九、〇〇〇円	
八 号	四七九、〇〇〇円	
一 号	三九四、二〇〇円	
二 号	三五六、〇〇〇円	
三 号	三三一、三〇〇円	
四 号	三〇六、〇〇〇円	
五 号	二八二、七〇〇円	
六 号	二六六、五〇〇円	
七 号	二四八、〇〇〇円	
八 号	二三七、八〇〇円	
九 号	二二四、七〇〇円	
十 号	二〇五、四〇〇円	
十 一 号	一九二、四〇〇円	
十 二 号	一八四、三〇〇円	

簡易裁判所判事

一 号	七五五、〇〇〇円
二 号	六五二、〇〇〇円
三 号	五八九、〇〇〇円
四 号	五二九、〇〇〇円
五 号	四一四、一〇〇円
六 号	三九四、二〇〇円
七 号	三五六、〇〇〇円
八 号	三三一、三〇〇円
九 号	三〇六、〇〇〇円
十 号	二八二、七〇〇円
十一 号	二六六、五〇〇円
十二 号	二四八、〇〇〇円
十三 号	二三七、八〇〇円
十四 号	二一四、七〇〇円
十五 号	二〇五、四〇〇円
十六 号	一九二、四〇〇円
十七 号	一八四、三〇〇円

附 則

- この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。
- 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

審査報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和六十三年十二月二十日
法務委員長 塩出 啓典
参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額額の改定を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。
一、費用
本法施行に伴い、昭和六十三年度に必要な経費は、約六億二千万円である。
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

別表(第二条関係)

区 分		俸 給 月 額
検 事 長	一、三三八、〇〇〇円	
次 長	一、〇九一、〇〇〇円	
東京高等検察庁検事長	一、一八五、〇〇〇円	
その他の他の検事長	一、〇九一、〇〇〇円	
一 号	一、〇六九、〇〇〇円	
二 号	九四八、〇〇〇円	
三 号	八八五、〇〇〇円	
四 号	七五五、〇〇〇円	
五 号	六五二、〇〇〇円	
六 号	五八九、〇〇〇円	
七 号	五二九、〇〇〇円	

昭和六十三年十二月二十日

衆議院議長 原 健三郎
参議院議長 土屋 義彦殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律
検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。
第九条中「五十七万五千元」を「五十八万九千元」に改める。
別表を次のように改める。

昭和六十三年十二月二十二日 参議院會議録第十四号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一件 教育職員免許法等の一部を改正する法律案

二五四

副 検 事													検 事												
十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	二十号	十九号	十八号	十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号
一九二、四〇〇円	二〇五、四〇〇円	二一四、七〇〇円	二二七、八〇〇円	二四八、〇〇〇円	二六六、五〇〇円	二八二、七〇〇円	三〇六、〇〇〇円	三三一、三〇〇円	三五六、〇〇〇円	三九四、二〇〇円	四一四、一〇〇円	五二九、〇〇〇円	一八四、三〇〇円	一九二、四〇〇円	二〇五、四〇〇円	二一四、七〇〇円	二二七、八〇〇円	二四八、〇〇〇円	二六六、五〇〇円	二八二、七〇〇円	三〇六、〇〇〇円	三三一、三〇〇円	三五六、〇〇〇円	三九四、二〇〇円	四七九、〇〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

〔壇出啓典君登壇、拍手〕

○壇出啓典君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

両法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、この例に準じて、裁判官及び検察官の給与を改定しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、裁判官及び検察官の給与の区分の立て方と一般の政府職員の給与との対応関係、初任給調整手当の見直し、裁判官の昇給の運用等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、両法律案を順次採決した結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。（拍手）
以上、御報告いたします。（拍手）

十四号	一八四、三〇〇円
十五号	一七一、七〇〇円
十六号	一六一、九〇〇円

○議長（土屋義彦君） これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋義彦君） 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長（土屋義彦君） 日程第六 教育職員免許法等の一部を改正する法律案（第百十二回国会内閣提出、第百十三回国会衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長杉山令肇君。

審査報告書

教育職員免許法等の一部を改正する法律案 右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年十二月二十日

文教委員長 杉山 令肇

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、臨時教育審議会の答申を受け、教員の資質の保持と向上を図るため、大学

院修士課程修了者のための専修免許状を新設することにより、普通免許状の種類を三種類に改めるほか、社会人活用の観点から、専門的知識・技能、社会的信望等を有する者に授与する特別免許状を新設するとともに、教員免許状を有しなくても非常勤講師として教科の領域の一部を担当することができ、制度を創設するなど教員免許制度を改善しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認めた。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、教員免許制度の重要性にかんがみ、次の事項について、特段の配慮をすべきである。

一 本改正の実施に当たっては、学歴社会の助長につながるため、学校における教職員の協力体制の支障にならないよう努めること。

二 普通免許状の三種別化により、人事、給与上の不利益な取扱いを行わないこと。

三 二種免許状を有する教員が一種免許状を、一種免許状を有する教員が専修免許状を取得しようとする場合は、本人の意見、教職経験等を配慮して適切に行うとともに、必要な諸条件の整備に努めること。

なお、教員免許取得等にかかる教育休暇制度については、今後の課題として検討を進めること。

四 特別免許状、特別非常勤講師等社会人を教員に採用する制度の実施に当たっては、大学における教員養成の原則、免許主義の原則、本制

度創設の趣旨にかんがみ、処遇面の配慮等適切な人材の確保に努めること。

五 省令で免許教科を定める場合には、免許教科法定主義の趣旨を尊重して行うこと。

六 教員養成大学・学部についてその大学院を含め整備充実を努めるとともに、教員養成における開放制の原則が堅持できるよう一般の大学における教員養成のための諸条件の一層の充実に努めること。

右決議する。

教育職員免許法等の一部を改正する法律案

(第百十二回国会内閣提出、本院議決審査)

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつてこれを送付する。

昭和六十三年十一月八日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 土屋 義彦殿

教育職員免許法等の一部を改正する法律案

教育職員免許法等の一部を改正する法律

(教育職員免許法の一部改正)

第一条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条を「第九条の二」に改める。

第三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、次条第五項各号及び同条第六項第一号に掲げる教科の領域の一部に係る事項並びに教科に関する事項で文部省令で定めるものの教授又は実習について特に必要があると認めるときは、非常勤の講師に限り、第五条第六項で定める授与権者の許可を受けて、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を充てることができる。

第四条第一項中「普通免許状」の下に「特別免許状」を加える。

第四条第二項から第四項までを次のように改める。

2 普通免許状は、学校の種類ごとの教諭の免許状及び養護教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状(高等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び一種免許状)に区分する。

3 特別免許状は、学校(幼稚園を除く。)の種類ごとの教諭の免許状とする。

4 臨時免許状は、学校の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。

第四条第五項中「免許状」を「普通免許状及び臨時免許状」に改め、同条に次の二項を加える。

6 小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。

一 小学校教諭にあつては、音楽、図画工作、家庭及び体育

二 中学校教諭にあつては、前項第一号に掲げる各教科及びこれらの教科の領域の一部に係る事項で第十六条の四第一項の文部省令で定めるもの並びに第十六条の三第一項の文部省令で定める教科

三 高等学校教諭にあつては、前項第二号に掲げる各教科及びこれらの教科の領域の一部に係る事項で第十六条の四第一項の文部省令で定めるもの並びに第十六条の三第一項の文部省令で定める教科

7 盲学校教諭、聾学校教諭及び養護学校教諭の特別免許状は、第十七条第一項の規定により、免許状の種類をその別により定めることとされた文部省令で定める特殊の教科について授与するものとする。

第五条第二項を次のように改める。

2 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、前項各号の一に該当する者には、授与しない。

第五条第三項中「高等学校助教諭免許状」を「高等学校助教諭の臨時免許状」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

一 学士の称号を有する者又は文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた者

二 担当する教科に関する専門的な知識又は技能を有する者

三 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持つてゐる者

4 第六項で定める授与権者は、第二項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは、あらかじめ、学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部省令で定める者の意見を聴かなければならない。

第五条に次の一項を加える。

6 免許状は、都道府県の教育委員会(以下「授与権者」という。)が授与する。

第六条第二項中「前条第三項及び」を「前条第二項及び第五項並びに」に改める。

第九条の見出しを(効力等)に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特別免許状は、その免許状を授与したときから三年以上十年以内において都道府県の教育委員会規則で定める期間、その免許状を授

昭和六十二年十二月二十一日 参議院會議録第十四号 教育職員免許法等の一部を改正する法律案

与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

第二章中第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二 教育職員で、その有する相当の免許状(講師については、その有する相当学校の教員の相当免許状)が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。

第十六条の三の見出しを削り、同条第一項中「高等学校教諭免許状」を「高等学校教諭の普通免許状」に改め、同条第二項を次のように改め、同条を第十六条の四とする。

2 前項の免許状は、一種免許状とする。

第十六条の二の次に次の一条を加える。

(中学校等の教員の特例)

第十六条の三 中学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状は、それぞれ第四条第五項第一号又は第二号に掲げる教科のほか、これらの学校における教育内容の変化並びに生徒の進路及び特性その他の事情を考慮して文部省令で定める教科について授与することができる。

2 前項の免許状は、第五条第一項本文の規定によるほか、その免許状に係る教員資格認定試験に合格した者又は文部省令で定める資格を有する者に授与する。

3 前二項の文部省令を定めるに当たっては、文部大臣は、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

第十七条の見出しを削り、同条第一項中「免許状」を「普通免許状及び臨時免許状」に、「第四条第二項から第五項まで」を「第四条第二項、第四項及び第五項」に改め、同条第二項中「第三項」を「第五項」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第十七条の二 前条第一項に規定する学校又は学校教育法第七十五条に規定する特殊学級に

おいて養護訓練の教授を担当する教諭又は講師は、第三条第一項及び第二項本文並びに第四条第二項及び第三項の規定にかかわらず、前条第一項に規定するいずれかの学校において養護訓練の教授を担当するために必要な同項の普通免許状又は第四条第七項の特別免許状を有する者であれば足りる。

第二十一条中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「若しくは第三項」を「第二項若しくは第五項」に改め、同条第二号中「基いて」を「基づいて」に改める。

第二十二条中「一万円」を「十万円」に改める。

附則第三項中「第二項」を「第二項本文」に改める。

附則第四項中「第二項」を「第二項本文」に改める。

附則第五項中「基く」を「基づく」に、「九十七条」を「第九十七条」に、「第三項ただし書」を「第五項ただし書」に改める。

附則第七項中「中学校又は高等学校の教諭の一種普通免許状」を「中学校教諭の一種免許状又は高等学校教諭の専修免許状」に改め、同項の表第二欄中「中学校教諭二級普通免許状」を「中学校教諭の二種免許状」に、「高等学校教諭二級普通免許状」を「高等学校教諭の一種免許状」に改める。

附則第八項中「第九条第二項」を「第九条第三項」に改める。

附則第九項中「第五条第三項本文」を「第五条第五項本文」に改める。

附則第十項中「工業の教科についての高等学校教諭二級普通免許状」を「高等学校教諭の工業の教科についての一種免許状」に改める。

附則第十一項中「高等学校教諭二級普通免許状」を「高等学校教諭の一種免許状」に改め、同項の表を次のように改める。

第一欄		所要資格	第二欄	第三欄	第四欄
高等学校において看護実習、家庭実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習又は商船実習を担当する教諭の一種免許状		基礎資格	イ 大学に二年以上在学し、第一欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻し、六十二単位(内二単位は、体育とすること又は文部大臣が定める以上と認める)以上を修得すること。	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む)において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける職員として良好な成績で勤務した旨の証明を有することと必要とする最低在職年数	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、大学において修得することと必要とする最低単位数
			ロ 高等学校において第一欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を修めて卒業すること。	三	一〇
ハ 高等学校において第一欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を修めて卒業すること又は文部大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。			六	一〇	一〇
ニ 九年以上第一欄に掲げる実習に関する実地の経験を有すること。			三		一〇

備考
一 第五条第一項別表第一備考第一号並びに第六条第二項別表第三備考第四号の規定は、この表の場合について準用する。
二 第三欄に掲げる「高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む)」において第一欄に掲げる実習を担当する教諭の職務を助ける職員とは、高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校

昭和六十三年十二月二十一日 参議院會議録第十四号 教育職員免許法等の一部を改正する法律案

免許状の種類	第一欄		第二欄		第三欄			
	所要資格		基礎資格		大学において修得することを必要とする専門教育科目の最低単位数			
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	一八	四一	二四			
	一種免許状	学士の称号を有すること。	一八	四一	二四			
	二種免許状	大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得すること。	一〇	二七				
	専修免許状	修士の学位を有すること。	四〇	一九	二四			
中学校教諭	一種免許状	学士の称号を有すること。	四〇	一九				
	二種免許状	大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得すること。	二〇	一五				

の高等部を含む。以下この号において同じ。）において第一欄に掲げる実習を担任する助教諭及び高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける実習助手（文部省令で定めるものに限る。）をいい、実習助手についての第三欄の実務証明責任者は、文部省令で定める。

三 九年以上第一欄に掲げる実習に関する実地の経験を有する者のうち、その者の小学校から最終学校を卒業し、又は修了するに至るまでの学校における修業の年数が通算して九年に不足するものについては、この項中「九年以上」とあるのは、「九年に不足する年数に二を乗じて得た年数に九年以上を加えた年数以上」と読み替えるものとする。

附則第十二項中「ハの項」を「ニの項」に、「高等学校教諭二級普通免許状」を「高等学校教諭の一種免許状」に、「当該二級普通免許状」を「当該一種免許状」に、「高等学校教諭一級普通免許状」を「高等学校教諭の専修免許状」に改める。

附則第十三項中「工業の教科について高等学校教諭免許状」を「高等学校教諭の工業の教科についての普通免許状」に、「専門科目」を「もの」に改める。

附則第十四項中「第十六条の三第一項の免許状」を「第十六条の四第一項の一種免許状又は第十六条の四第一項に規定する文部省令で定める教科の領域の一部に係る事項についての特別免許状」に、「第二項」を「第二項本文」に改める。

附則第十五項中「養護教諭二級普通免許状又は保健の教科についての中学校教諭二級普通免許状」を「養護教諭の二種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての二種免許状」に改める。

附則第十七項中「別表第三備考第三号の二」を「別表第三備考第二号」に改める。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一（第五欄関係）

備考	高等学校教諭		盲学校教諭、聾学校教諭、養護学校教諭		幼稚園教諭	
	専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状
一 この表における単位の修得方法については、文部省令で定める（別表第二から別表第七までの場合においても同様とする。）。	修士の学位を有すること。	学士の称号を有すること。	修士の学位を有すること。	学士の称号を有すること。	修士の学位を有すること。	学士の称号を有すること。
二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科又は文部大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。	四〇	四〇	四〇	四〇	一六	一六
三 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては、第二欄及び第三欄の「大学」には、文部大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。	一九	一九	一九	一九	三五	三五
四 この表の規定により小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、一般教育科目及び保健体育科目につき特に必要なものとして文部省令で定める科目の単位を大学又は文部大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。	二四	二四	二四	二四	二四	二四
五 第三欄に定める専門教育科目の単位は、文部大臣が、第十六条の三第一項の政令で定める審議会に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの又は免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関するものとして適当であ						

昭和六十三年十二月二十一日 参議院會議録第十四号 教育職員免許法等の一部を改正する法律案

ると認めるものでなければならぬ(別表第二の場合においても同様とする。)

六 前号の認定課程には、第三欄に定める専門教育科目の単位のうち、教職に関するもの又は特殊教育に関するものの単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程を含むものとする。

七 専修免許状に係る第三欄に定める専門教育科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれ一種免許状に係る同欄に定める専門教育科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程若しくは文部大臣の指定するこれに相当する課程において修得するものとする。

八 中学校教諭の音楽及び美術の各教科についての免許状並びに高等学校教諭の数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の各教科についての免許状については、当分の間、この表の中学校教諭の項及び高等学校教諭の項中教職に関するものの欄に定める単位数(専修免許状に係る単位数については、前号の規定を適用した後の単位数)のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関するものについて修得することができる。

別表第二(第五条関係)

論 教 護 養	免 許 状 の 種 類	第一欄		第二欄		第三欄	
		所要資格		基礎資格		養護に関するもの	
二種免許状	ロ 保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により保健婦の免許を受けていること。	イ 大学の学位を有すること。	四〇	イ 大学の学位を有すること。	四〇	一六	二四
一種免許状	ハ 保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により保健婦の免許を受け、文部大臣の指定する養護教諭養成機関に一年以上在学すること。	イ 大学の学位を有すること。	四〇	イ 大学の学位を有すること。	四〇	一六	二四
一種免許状	ロ 保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により保健婦の免許を受け、文部大臣の指定する養護教諭養成機関に一年以上在学すること。	イ 大学の学位を有すること。	四〇	イ 大学の学位を有すること。	四〇	一六	二四
一種免許状	ハ 保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により保健婦の免許を受け、文部大臣の指定する養護教諭養成機関に一年以上在学すること。	イ 大学の学位を有すること。	四〇	イ 大学の学位を有すること。	四〇	一六	二四

別表第三(第六条関係)

論 教 護 養	免 許 状 の 種 類	第一欄		第二欄		第三欄		第四欄	
		所要資格		基礎資格		養護に関するもの		養護又は教職に関するもの	
幼稚園教諭	二種免許状	臨時免許状	六	臨時免許状	六	臨時免許状	六	臨時免許状	四四
幼稚園教諭	一種免許状	臨時免許状	五	臨時免許状	五	臨時免許状	五	臨時免許状	四五
幼稚園教諭	専修免許状	臨時免許状	三	臨時免許状	三	臨時免許状	三	臨時免許状	一五
高等学校教諭	二種免許状	臨時免許状	六	臨時免許状	六	臨時免許状	六	臨時免許状	四五
高等学校教諭	一種免許状	臨時免許状	五	臨時免許状	五	臨時免許状	五	臨時免許状	四五
高等学校教諭	専修免許状	臨時免許状	三	臨時免許状	三	臨時免許状	三	臨時免許状	一五
中学校教諭	二種免許状	臨時免許状	六	臨時免許状	六	臨時免許状	六	臨時免許状	四五
中学校教諭	一種免許状	臨時免許状	五	臨時免許状	五	臨時免許状	五	臨時免許状	四五
中学校教諭	専修免許状	臨時免許状	三	臨時免許状	三	臨時免許状	三	臨時免許状	一五
小学校教諭	二種免許状	臨時免許状	六	臨時免許状	六	臨時免許状	六	臨時免許状	四五
小学校教諭	一種免許状	臨時免許状	五	臨時免許状	五	臨時免許状	五	臨時免許状	四五
小学校教諭	専修免許状	臨時免許状	三	臨時免許状	三	臨時免許状	三	臨時免許状	一五

備考

一 専修免許状に係る第三欄に定める養護又は教職に関するものの単位は、大学院の課程又は大学(短期大学を除く)の専攻科の課程若しくは文部大臣の指定するこれに相当する課程において修得するものとする。

二 この表の一種免許状のロの項又はハの項の規定により一種免許状の授与を受けた者が、この表の規定により専修免許状の授与を受けようとするときは、専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち一種免許状のイの項に定める単位数については既に修得したものとみなす。

ハ 保健婦助産婦看護婦法第五十一条第一項の規定に該当すること又は同条第三項の規定により免許を受けていること。

備考

一 実務の検定は第三欄により、学力の検定は第四欄によるものとする（別表第六及び別表第七の場合においても同様とする。）。

二 第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立又は公立の学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人の理事長とする（別表第五の第二欄並びに別表第六及び別表第七の第三欄の場合においても同様とする。）。

三 第三欄の「第一欄に掲げる教員には、これに相当するものとして文部省令で定める学校以外の教育施設において教育に従事する者を含むものとし、その者についての第三欄の実務証明責任者については、文部省令で定める。」

四 第四欄の単位数は、文部大臣の指定する養護教諭養成機関において修得した単位、文部大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位又は文部大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位をもつて替えることができる（別表第四及び別表第五の第三欄並びに別表第六及び別表第七の第四欄の場合においても同様とする。）。

五 この表の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者について、第三欄に定める最低在職年数を超える在職年数があるときは、五単位にその超える在職年数を乗じて得た単位数（第四欄に定める最低単位数から十単位を控除した単位数を限度とする。）を当該最低単位数から差し引くものとする。この場合における最低在職年数を超える在職年数には、文部省令で定める教育の職における在職年数を通算することができる（別表第六の場合においても同様とする。）。

六 この表の規定により専修免許状の授与を受けようとする者について、第三欄に定める最低在職年数を超える在職年数があるときは、三単位にその超える在職年数を乗じて得た単位数（第四欄に定める最低単位数から六単位を控除した単位数を限度とする。）を当該最低単位数から差し引くものとする。この場合における最低在職年数を超える在職年数には、文部省令で定める教育の職における在職年数を通算することができる（別表第六及び別表第七の場合においても同様とする。）。

七 二種免許状を有する者で教育職員に任命され、又は雇用された日から起算して十二年を経過したもの（幼稚園の教員を除く。）の勤務する学校の所在する都道府県の授与権者は、当該十二年を経過した日（第九号において「経過日」という。）から起算して三年の間において、当該者の意見を聴いて、一種免許状を取得するのに必要とする単位を修得することができる大学の課程、文部大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育又は文部大臣が大学に委嘱して行う試験（次号及び第九号において「大学の課程等」という。）の指定を行う。

八 前号に規定する者を任命し、又は雇用する者は、前号の規定により指定される大学の課程等において当該者が単位を修得することができる機会を与えるように努めなければならない。

別表第四（第六条関係）

九 第七号の規定により大学の課程等の指定を受けた者で経過日から起算して三年を経過する日までに一種免許状を取得していないものについては、第五号の規定にかかわらず、当該日の翌日以後は、第四欄に定める最低単位数は同欄に定める単位数とする。

第一欄	第二欄	第三欄	所要資格		受けるべき他の教科についての免許状の種類 有することを必要とする第一欄に掲げる教員の以上の教科についての免許状の種類	大学において修得することを必要とする専門教育科目の最低単位数	教科に関するもの 教職に関するもの 教科又は教職に関するもの
			専修免許状	一種免許状			
中学校教諭	専修免許状 一種免許状 二種免許状	専修免許状 専修免許状又は一種免許状 二種免許状	四〇 三	二四 三	二四 三	二四 三	二四 三
高等学校教諭	専修免許状 一種免許状	専修免許状 専修免許状又は一種免許状	四〇 三	二四 三	二四 三	二四 三	二四 三

備考

一 学力の検定は、第三欄によるものとする。

二 この表の規定により他の教科についての専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする者が、当該他の教科についての一種免許状又は二種免許状を有するときは、専修免許状又は一種免許状の項第三欄に定める単位数からそれぞれ一種免許状又は二種免許状の項第三欄に定める単位数を差し引くものとする。

三 第十六条の四第一項の一種免許状を有する者が高等学校教諭の同項の文部省令で定める事項に係る教科についての一種免許状の授与を受けようとする場合については、当該教科を他の教科とみなし、同項の免許状を以上の教科についての一種免許状とみなして、この表の高等学校教諭の一種免許状の項の規定を適用する。この場合においては、同項第三欄に定める単位数から文部省令で定める単位数を差し引くものとする。

別表第五(第六条関係)

昭和六十三年十二月二十一日 参議院会議録第十四号 教育職員免許法等の一部を改正する法律案

第一欄	所要資格		第三欄
	基礎資格	第二欄	
第一欄に掲げる教諭の一種免許状を取得し、その後、三年以上中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む)以下この欄において同じ)において職業実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること。	第一欄に掲げる教諭の一種免許状を取得し、その後、三年以上中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む)以下この欄において同じ)において職業実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること。	第一欄に掲げる教諭の一種免許状を取得し、その後、三年以上中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む)以下この欄において同じ)において職業実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること。	第二欄に定める各免許状を取得した後、大学において修得することとする最低単位数
一五	一五	一五	一五

別表第六(第六条関係)

論教護養	所要資格		第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
	専修免許状	一種免許状				
二種免許状	二種免許状	二種免許状	二種免許状	二種免許状	二種免許状	二種免許状
臨時免許状	臨時免許状	臨時免許状	臨時免許状	臨時免許状	臨時免許状	臨時免許状
六	三	三	六	三	三	三
三〇	二〇	一五	三〇	二〇	一五	三〇

備考
一 実務の検定は第二欄により、学力の検定は第三欄によるものとする。
二 第二欄の「当該実習を担任する教員」には、これに相当するものとして文部省令で定める学校以外の教育施設において教育に従事する者を含むものとし、その者についての同欄の実務証明責任者については、文部省令で定める。
三 この表の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者について、第二欄に定める最低在職年数を超える在職年数があるときは、五単位にその超える在職年数を乗じて得た単位数(第三欄に定める最低単位数から十単位を控除した単位数を限度とする)を当該最低単位数から差し引くものとする。この場合における最低在職年数を超える在職年数には、文部省令で定める教育の職における在職年数を通算することができる。
四 この表の規定により専修免許状の授与を受けようとする者について、第二欄に定める勤務の年数が三年以上あるときは、三単位にその超える年数を乗じて得た単位数(第三欄に定める最低単位数から六単位を控除した単位数を限度とする)を当該最低単位数から差し引くものとする。この場合における三年を越える勤務の年数には、文部省令で定める教育の職における在職年数を通算することができる。
五 この表の規定により中学校教諭の二種免許状を受けようとする者が、職業実習に関する学科の課程を修めて高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む)を卒業した者であるときは、中学校において職業実習を担任する教諭の二種免許状ハの項第三欄中「二〇」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

一年以上高等学校において当該実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること。

備考

「一の表の規定により一種免許状を受けようとする者が、別表第二の二種免許状のロの項の規定により授与された二種免許状を有するときは、一種免許状の項第三欄中「三」とあるのは「一」と、同項第四欄中「二〇」とあるのは「一〇」と読み替えるものとする。

二 この表の規定により二種免許状を受けようとする者が、保健婦助産婦看護婦法第七條の規定により看護婦の免許を受けている場合においては、二種免許状の項第三欄に定める最低在職年数に満たない在職期間（一年未満の期間を含む。）があるときも、当該在職年数を満たすものとみなし、同項第四欄中「三〇」とあるのは、「一〇」と読み替へるものとする。

三 第二欄の臨時免許状を有する者には、当分の間、これに相当する者として文部省令で定める者を含むものとし、その者についての二種免許状の項第三欄及び第四欄の規定の適用については、当該文部省令で定める者となつたことをもつて臨時免許状の取得とみなす。

四 第三欄の「看護教諭又は養護助教諭」には、当分の間、学校において児童生徒又は幼児の養護に従事する職員で文部省令で定めるものを含むものとし、その者についてと同欄の実務証明責任者については、文部省令で定める。

別表第七(第六條關係)

第一欄			所要資格	第一欄
二種免許状	一種免許状	専修免許状	有するものを必要とする各相当の学校の教員(二種免許状)の授与を受けようとする場合にあつては、小学校、中学校、高等小学校又は幼稚園、高等小学校又は幼稚園の教員)の免許状の種類	第二欄に定める各免許状を取得した後、各相当の学校の教員(二種免許状)を受けようとする場合にあつては、小学校、中学校、高等小学校又は幼稚園の教員を勤務した旨の証明を有する最低在職年数
小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の普通免許状	養護学校の教諭の二種免許状	盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の一種免許状	第三	第三欄
六	六	一五	第二欄に定める各免許状を取得した後、大学に於いて修得することを必要とする最低単位数	第四欄

(教育職員免許法施行法の一部改正)

第二条 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表第一号中「教員の二級普通免許状」を「教諭の二種免許状」に改め、同表第二号から第五号までの下欄中「教員を助教諭」に改め、同表第六号中「二級普通免許状」を「二種免許状」に改め、同表第七号中「中学校及び高等学校の教員の二級普通免許状並びに小学校の教員」を「中学校教諭の二種免許状及び高等学校教諭の一種免許状並びに小学校助教諭に改め、同表第八号中「中学校及び高等学校の教員の二級普通免許状並びに小学校の教員」を「中学校教諭の一種免許状及び高等学校教諭の一種免許状並びに小学校助教諭」に改め、同表第九号中「幼稚園の教員の二級普通免許状及び小学校の教員」を「幼稚園教諭の二種免許状及び小学校助教諭」に改める。

第二条第一項の表第一号中「教員の二級普通免許状」を「教諭の二種免許状」に改め、同表第二号及び第三号中「中学校の教員の二級普通免許状」を「中学校教諭の二種免許状」に、「高等学校の教員」を「高等学校の助教諭」に改め、同表第四号中「小学校の教員」を「小学校助教諭」に、「及び高等学校の教員の二級普通免許状」を「教諭の二種免許状及び高等学校教諭の一種免許状」に改め、同表第五号中「小学校の教員の二級普通免許状並びに中学校及び高等学校の教員の二級普通免許状」を「小学校教諭の二種免許状、中学校教諭の一種免許状及び高等学校教諭の専修免許状」に改め、同表第六号中「教員」を「助教諭」に改め、同表第七号中「中学校及び高等学

学校の教員の二級普通免許状」を「及び中学校の教諭の二種免許状並びに高等学校教諭の一種免許状」に改め、同表第七号の二中「中学校の教員の二級普通免許状」を「中学校教諭の二種免許状」に改め、同表第七号の三及び第七号の四中「教員の二級普通免許状」を「教諭の二種免許状」に改め、同表第八号中「小学校の教員の二級普通免許状」を「小学校教諭の二種免許状」に改め、同表第九号及び第十号の下欄中「教員」を「助教諭」に改め、同表第十一号中「小学校の教員」を「小学校助教諭」に改め、同表第十二号中「中学校及び高等学校の教員の二級普通免許状並びに小学校の教員」を「中学校教諭の二種免許状及び高等学校教諭の一種免許状並びに小学校助教諭」に改め、同表第十三号及び第十四号中「中学校及び高等学校の教員の二級普通免許状」を「中学校教諭の二種免許状及び高等学校教諭の一種免許状」に改め、同表第十五号中「小学校の教員」を「小学校助教諭」に、並びに中学校及び高等学校の教員の二級普通免許状」を「中学校教諭の二種免許状及び高等学校教諭の一種免許状」に改め、同表第十五号の二中「小学校の教員」を「小学校助教諭」に、並びに中学校及び高等学校の教員の二級普通免許状」を「中学校教諭の二種免許状及び高等学校教諭の一種免許状」に改め、同表第十六号及び第十七号中「中学校の教員」を「中学校助教諭」に改め、同表第十八号中「中学校及び高等学校の教員の二級普通免許状」を「中学校教諭の二種免許状及び高等学校教諭の一種免許状」に改め、同表第十九号中「高等学校の教員」を「高等学校助教諭」に改め、同表第二十号の下欄中「教員」を「助教諭」に改め、同表

第二十号の二中「中学校及び高等学校の教員の二級普通免許状」を「中学校教諭の二種免許状及び高等学校教諭の一種免許状」に改め、同表第二十号の三中「教員」を「助教諭」に改め、同表第二十号の四中「中学校及び高等学校の教員の二

級普通免許状」を「中学校教諭の二種免許状及び高等学校教諭の一種免許状」に改め、同表第二十号の五中「中学校及び高等学校の教員の一種普通免許状」を「中学校教諭の一種免許状及び高等学校教諭の専修免許状」に改め、同表第二十

め、同表第二十二号中「ろ、学校の教員の二級普通免許状」を「聾学校の教諭の二種免許状」に改め、同表第二十三号中「ろ、学校の教員」を「聾学校の助教諭」に改め、同表第二十四号中「幼稚園の教員の二級普通免許状及び小学校の教員」を「幼稚園教諭の二種免許状及び小学校助教諭」に改め、同表第二十四号の二の下欄中「幼稚園の教員」を「幼稚園助教諭」に改め、同表第二十四号の三中「幼稚園の教員の二級普通免許状」を「幼稚園教諭の二種免許状」に改める。

第三條中「ろう学校」を「聾学校」に改める。

(教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 教育職員免許法の一部を改正する法律
(昭和二十九年法律第百五十八号)の一部を次の
ように改正する。

附則第七項中「高等学校助教諭免許状」を「高等学校校助教諭の臨時免許状」に、「第五条第三項等学校助教諭の臨時免許状」に、「第五条第三項ただし書」を「第五条第五項ただし書」に改める。

附則第八項中「高等学校教諭二級普通免許状」を「高等学校教諭の一種免許状」に、「高等学校助教諭免許状」を「高等学校助教諭の臨時免許状」に、「二級普通免許状」を「の一種免許状」に改める。

附則第十項中「二級普通免許狀又は二級普通免許狀の授与」を「一種免許狀又は二種免許狀の授与」に改める。

附則第十一項中「二級普通免許狀」を「二種免許狀」に、「教員」を「助教諭」に改める。

附則第十二項中「小学校教諭二級普通免許状」を「小学校教諭の二種免許状」に、「小学校助教

論免許状」を「小学校助教諭の臨時免許状」に、「幼稚園教諭二級普通免許状」を「幼稚園教諭の二種免許状」に、「幼稚園助教諭免許状」を「幼稚園助教諭の臨時免許状」に、「二級普通免許状の」を「二種免許状の」に改める。

附則第十三項中「小学校教諭二級普通免許状を「小学校教諭の二種免許状」に、「小学校助教諭免許状」を「小学校助教諭の臨時免許状」に改める。

附則第十五項中「中学校の教諭の一般普通免許状又は二級普通免許状」を「中学校教諭の一種免許状又は二種免許状」に、「中学校助教諭免許状」を「中学校助教諭の臨時免許状」に、「専門科目」を「専門教科目」に改める。

附則第十六項中「高等學校の教諭の一級普通免許状又は二級普通免許状」を「高等學校教諭の専修免許状又は一種免許状」に、「高等學校助教諭免許状」を「高等學校助教諭の臨時免許状」に、

「甲教科にあつては教科に関する専門科目十五単位、乙教科にあつては教科に関する専門科目十単位及びそれぞれの教職に関する専門科目三単位は、」を「教科に関する専門教育科目十五単位及び教職に関する専門教育科目三単位は」に改める。

附則第十七項中「一級普通免許状」を「一種免許状」に改める。

附則第十八項中「二級普通免許状」を「二種免許状」に、「備考第二号の二」を「備考第三号」に改める。

附則第十九項中に「二級普通免許状」を「二級普通免許状」に、「との二級普通免許状」に「との二級普通免許状」に、

護教諭の一種免許状を授与する場合及びこの一種免許状を授与された者に養護教諭の専修免許状に改める。

附則第二十項中「第五条第三項本文」を「第五条第五項本文」に改める。

附則第二十一項中「第五条第三項」を「第五条第五項」に、「同条第三項ただし書」を「同条第五項ただし書」に改める。

附則第二十三項中に「二級普通免許状」を「それぞれの一種免許状」に、「この二級普通免許状」を「この一種免許状」に、「一級普通免許状」を「それぞれの専修免許状」に改める。

（教育職員免許法等の一部を改正する法律の一

第四条 教育職員免許法等の一部を改正する法律
(昭和三十六年法律第百二十二号)の一部を次の
ように改正する。

附則第六項中「技術の教科についての中学校教諭二級普通免許状」を「中学校教諭の技術の教科についての二種免許状」に改める。

(教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正)

第五條 教育職員免許法の一部を改正する法律
(昭和三十九年法律第百三十七号)の一部を次の
ように改正する。

附則第二項中「第十六条の三第一項」を「第十六条の四第一項」に改める。

附則

1 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の臨現に第一条の規定による改正前の教育職員免許法(以下「旧法」という。)、第二条の規定による改正前の教育職員免許法施行法(以下「旧施行法」という。)、第三条の規定による改正前の教育職員免許法の一部を改正する法律若しくは第四条の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律の規定により授与され、又は旧施行法の規定により交付を受けている次の表の上欄に掲げる教員の種類ごとの同欄に掲げる免許状(以下「旧免許状」という。))は、それぞれこれに対応する教員の種類ごとの同表の下欄に掲げる第一条の規定による改正後の教育職員免許法(以下「新法」という。))の規定による免許状(以下「新免許状」という。))とみなし、旧免許状を有する者は、この法律の施行の日において、それぞれ新免許状の授与を受けたものとみなす。

旧 免 許 状	新 免 許 状	
	一級普通免許状	一種免許状
小学校教諭、中学校教諭、盲学校教諭、聾学校教諭、養護学校教諭、幼稚園教諭及び養護教諭	二級普通免許状	二種免許状
高等学校教諭	一級普通免許状	専修免許状
	二級普通免許状	一種免許状

備考 中学校教諭及び高等学校教諭の免許状については、それぞれ教科に應ずるものとする。

3 教科の領域の一部に係る事項で旧法第十六条の第三項の文部省令で定めるものに係る高等学校教諭免許状(以下この項において「高等学校教諭免許状」という。)は、新法第十六条の第四項の高等学校教諭の一種免許状(以下この項において「一種免許状」という。)とみなし、高等学校教諭免許状を有する者は、この法律の施行の日において、一種免許状の授与を受けたものとみなす。

4 昭和六十五年四月一日前に大学又は文部大臣の指定する教員養成機関若しくは養護教諭養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに旧法別表第一又は別表第二に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得たものに対する新法別表第一又は別表第二の規定の適用については、当該所要資格を得た者は、それぞれ当該所要資格に係る旧免許状に対応する新免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

5 第二条の規定による改正後の教育職員免許法施行法(以下「新施行法」という。)第一条若しくは第二条の規定若しくは第三条の規定による改正後の教育職員免許法の一部を改正する法律附則第十項の規定により一種免許状(高等学校教諭

論の一種免許状を除く。以下この項において同じ。)の交付若しくは授与を受けることができる者、附則第二項の規定により一種免許状の授与を受けたものとみなされる者又は前項の規定により一種免許状に係る所要資格を得たものとみなされる者で、昭和六十五年四月一日前に大学院(大学(短期大学を除く。以下この項において同じ。))の専攻科又は文部大臣の指定するこれに相当する課程を含む)に在学し、昭和六十八年三月三十一日までに修士の学位を得たもの(大学の専攻科又は文部大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上を修得した者を含む)は、新法別表第一又は別表第二に規定する専修免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

6 新施行法第一条若しくは第二条の規定若しくは第三条の規定による改正後の教育職員免許法の一部を改正する法律附則第十項の規定により一種免許状の交付若しくは授与を受けることができる者、附則第二項の規定により一種免許状の授与を受けたものとみなされる者又は附則第四項の規定により一種免許状に係る所要資格を得たものとみなされる者が、新法別表第一又は

別表第二の規定により、それぞれの専修免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の専修免許状に係る専門教育科目の欄に定める単位数のうち一種免許状に係る専門教育科目の欄に定める単位数(別表第二の場合については、イの項に係る単位数)は、既に修得したものとみなす。

7 新施行法第一条若しくは第二条の規定、第三条の規定による改正後の教育職員免許法の一部を改正する法律附則第十項の規定若しくは第四条の規定による改正後の教育職員免許法等の一部を改正する法律附則第六項の規定により二種免許状の交付若しくは授与を受けることができる者、附則第二項の規定により二種免許状の授与を受けたものとみなされる者又は附則第四項の規定により二種免許状に係る所要資格を得たものとみなされる者が、新法別表第一又は別表第二の規定により、それぞれの一種免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の一種免許状に係る専門教育科目の欄に定める単位数のうち二種免許状に係る専門教育科目の欄に定める単位数は、既に修得したものとみなす。

8 この法律の施行の際現に教育職員である者についての新法別表第一盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭の項中一種免許状に係る同表第二欄に掲げる基礎資格については、学士の称号を有することを要しない。

9 附則第二項の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる者が、新法別表第三、別表第五、別表第六又は別表第七(以下この項及び次項において「新法別表」という。)の規定により、それぞれ新法別表の第一欄に掲げる免許状

の授与を受けようとするときは、新法別表の規定による最低在職年数若しくは勤務の年数又は最低単位数の算定については、新免許状に対応する旧免許状の授与又は交付を受けた後、旧法別表第三、別表第五、別表第六又は別表第七(以下この項において「旧法別表」という。)の第一欄に掲げる学校の教員として在職した年数をそれぞれ新法別表の第一欄に掲げる学校の教員として在職した年数に通算し、及び、旧法別表の規定により修得した単位数(高等学校教諭以外の教諭の一種普通免許状及び養護教諭の一種普通免許状については、これらの旧免許状に係る所要資格を得た後、大学において修得した単位を含む。)をそれぞれ新法別表の規定により修得した単位数に合算することができる。

10 附則第二項の規定により小学校、中学校、盲学校、聾学校、養護学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の二種免許状又は高等学校教諭の一種免許状の授与を受けたものとみなされる者に対する新法別表の規定の適用については、昭和六十九年三月三十一日までにこれらの新免許状に対応するそれぞれの旧免許状に係る所要資格につき旧法別表第三備考第六号に規定する要件を満たした者は、それぞれ新法別表の第一欄に掲げる免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

11 この法律の施行の際現に教育職員である者については、新法別表第三備考第七号から第九号までの規定は、適用しない。

12 附則第二項の規定により中学校教諭の一種免許状若しくは二種免許状又は高等学校教諭の専修免許状若しくは一種免許状の授与を受けたも

のとみなされる者又は附則第三項の規定により高等学校教諭の一種免許状の授与を受けたものとみなされる者に対する新法別表第四の規定の適用については、昭和六十九年三月三十一日までにこれらの新免許状と同等の他の教科についての免許状に対応するそれぞれの旧免許状に係る所要資格を得た者は、それぞれ当該他の教科についての免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

13 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔杉山令肇君登壇、拍手〕

○杉山令肇君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、臨時教育審議会の答申を受けて、教員の資質の保持と向上を図るため、教員の免許制度を改善しようとするものであります。

その主な内容は、第一に、大学院修士課程修了者のための専修免許状を新設することにより、普通免許状の種類を三種類に改めること。第二に、社会人を教員として積極的に活用するため、専門的知識・技能、社会的信望等を有する者に特別免許状を授与する制度と、免許状を有しなくても非常勤講師として教科の領域の一部を担当することができ、大学において修得が必要な単位を取得するために、大学において修得が必要な単位

数を引き上げること、そのほか、二級免許状を所有する教員が十五年間の教員在職年数のみで一級免許状を取得できる特例措置を廃止すること、大学卒業者が免許状を取得しやすくなるため、大学での一年間の教職特別課程で免許状を取得できる制度を創設することなどであります。

委員会におきましては、専修免許状について新設の是非と処遇上の扱い、特別免許状や非常勤講師制度の運用方針等社会人活用のあり方、大学における教員養成の原則と開放制の原則の堅持の必要性、教員養成大学の整備充実策、その他、文部行政のあり方に関する諸問題について熱心な質疑が行われました。また、参考人の意見も聴取いたしました。これらの詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑終局を決した後、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して粕谷委員より反対、自由民主党を代表して林委員より賛成、日本共産党を代表して佐藤委員より反対の討論がそれぞれ行われました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、教職員の協働体制の支障にならないような運用の必要性など六項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) 本案に対し、討論の通告がございします。発言を許します。久保亘君。

〔久保亘君登壇、拍手〕

○久保亘君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、教育職員免許法等の一部を改正する法律案に反対の立場を明らかにして討論いたします。

本法案は、大学における教員養成と教員資格の開放制を原則に昭和二十四年免許法が制定されて以来の大改正を提案したものであり、中曽根政権から引き継がれた憲法、教育基本法の理念を否定しようとする戦後政治総決算路線の一環をなす、日本の教育の将来にとって極めて重大な内容を含むものであります。したがって、広く教育関係者を初め国民の意見を聞いて慎重に対応すべきものであったにもかかわらず、異例の長期臨時国会を利用して、十分な審議を尽くすことなく、疑問を

利用することも完全でないまま、反対を押し切つて賛成を打ち切り、強引に成立を図ろうとしていることは極めて遺憾であります。

また、この法案は臨時教育審議会の答申を受けての提案とされていますが、臨時審議会は専修免許状については何ら答申を行っておらず、審議の過程では否定的意見が多かったと言われ、政府は臨時審議会の答申を悪用していると言わなければなりません。

さらに、臨時審議会の答申を取りまとめ、法案作成に中心的役割を果たしてきた高石前事務次官が文部省次官室においてリクルートコスモスの株譲渡

にかかわっただけでなく、その地位を利用した数々の不祥事は、文部省に対する信頼を根底から揺るがしているものであります。

中曽根政権下に行われた権力の犯罪とも言われ、文部省をも巻き込んだ戦後史上最大の疑獄事件の様相を呈しているリクルートコスモス株譲渡側の主役江副リクルート前会長は、高石氏らとの関係を利用して大学審議会等の委員に就任し、文部省関係の各種審議会には、臨時審議会を初め疑惑の関係者が次々と明らかにされております。

とりわけ臨時教育審議会第一号として設置された大学審議会は、副会長以下三名が引責辞任している状態で、もはや政府、文部省には教育改革法案を提案する資格はないと言わなければなりません。

このような中で、まず我々が果たすべき任務は、文部省との関係を含めて高石問題の真相を明らかにすることであって、本人は委員会招致にも応ぜず、病と号して居所すら明らかにせず、文相自身も本人の釈明を受ける機会を得ることがなく、本法案を成立させようとしていることは絶対に許されないことであります。

次に、法案の内容についてであります。

第一に、専修免許状を新設し、学歴を基準にして免許状を三種類としておりますが、これは教育荒廃の元凶を学歴偏重社会にありとせきたこれまでの政府の主張に逆行するものであり、免許状の三段階化を図ることになり、学校における教職

員の上下関係を主たる要因となり、教職員相互の協力関係、父母や子供との信頼関係に悪影響を及ぼすおそれなしとしないのであります。

審議の中で文部大臣は、当面は給与、人事などに免許状の種別を連動させる考えはないと答えておられるが、もしそのようなことを意図されることになれば、この影響はさらに深刻となり、教育現場に大きなマイナスをもたらすことは間違いないであらう。さらに、上級免許状の取得が教育実践に優先する風潮を生み出し、取得に当たって教育委員会の恣意的選抜によって研修の機会が左右されることになればなおさらであります。

第二に、この点について上級免許状の取得のための研修の機会がすべての教員、学生に平等に保障されなければならないことは当然であります。が、一般大学の大学院において教科・教職専門科目を開設している例は少なく、国立大学の教員養成系大学院に偏することになり、その数もまだ二十一にすぎず、量的受け皿の問題とともに、開放制の原則にもとると言わざるを得ません。

絶対数の不足と地域格差が著しい上に、現職教員の大学院入学に対する休暇、休職の制度は全く検討されておらず、まして代替教員補充の具体的措置も明確ではありません。ユネスコ、教員の地位に関する勧告九十五条に給与を保障した上で研修の機会を保障するよう定めていることに照らしても、今回の提案は片手落ちと言わざるを得ないのであります。

第三は、各免許状の基準の引き上げについてであります。

現状ですら免許法でがんじがらめの指摘が強い中で、この上さらに取得単位数を引き上げるとは、一般大学における教員養成を困難とするだけでなく、開放性の原則を脅かし、教育技術偏重の教員養成とならざるを得ないのであります。このことは、大学における自主的、主体的な教員養成の道を閉ざす結果となるのであります。

第四は、現行法における十五年間の現職経験で二級から一級を取得できる特例を廃止していることについてであります。

この措置により大学等における単位修得が義務づけられますが、この場合も、その機会を与えるための代替措置や受け入れ大学の施設、設備の充実対策は何ら講じられていません。果たして一種免許状への移行が円滑に進められるのか疑問であり、結局行政側が用意する夏休み利用の文部大臣の認定講習に依存することになり、行政研修化して、大学における教員養成の原則を形骸化し、行政が教員を養成する管理教育の場ともなるおそれが大いのであります。

さらに、現職教員が十五年間に一種免許状を取得できない場合教員経験を取得単位に換算する措置を奪って、義務を強制していることを問題としなければなりません。大学の学部の後期二年間で得る四十五単位と教職経験十二年プラス十単位を同一に評価すること自体教員の現職経験を軽視し

ていることであり、十五年を過ぎれば、認定したはずの三十五単位を奪う罰則に等しい措置を定めていることは極めて不合理で、教育の現場を理解しない思い上がった官僚的発想であります。

そもそも普通免許状である二種免許状は、教員の基礎資格を認定したものであり、本来教員免許状は一本化すべきであります。二種免許の教師が一種免許の教師に実践的指導力で劣ると一律に學歷をもつて判断することは誤りであり、現場の教育実践と教師相互の協力、保障された機会を生かしての自発的研修を通じて教師はみずからその資質を向上させることができるのであって、その条件を整備することこそ行政の責任なのであります。強制された研修で資質が向上すると考えることは絶対に間違いであります。

最後に、社会人の教員登用についてであります。

それ自体を必ずしも全面的に否定しないとしても、その前に教員採用の年齢制限の撤廃、初任給格付の見直しなど教育界の閉鎖的、硬直したあり方を改革することが必要であります。それなしに、社会人登用のための特別免許状を三種類化のもとにさらに重層化を重ねてみても、果たして登用に応ずる社会人がいると考えられるのでありましょうか。結局企業からの出向、警察、自衛隊からの柔剣道などの教員派遣などの限定された範囲でしか機能しないのではないのでしょうか。もし企業からの出向をもくろむ改革であるとするならば、これこそ慎重な検討が必要なのであります。

無免許の非常勤講師の任用の道を開いていることについても、財政的見地からの安易な対応で、労働条件の劣悪な非常勤職員依存の体制を生み出す危険性を持っていることをここで指摘しておかなければなりません。

私は、討論を終わるに当たって、真に教育改革を進めるためには教職員を信頼することから始めなければならぬことを強く主張しておきたいと思ひます。法律や人事権を武器に政治や行政が教育の上に立ちとうとすれば、必ず教育改革を誤るからであります。行政は、学校や教職員に対して、子供たちのために何がサービスできるかを考えるべきであります。そのために学校現場を初め、国民の意見に耳を傾ける努力が必要だと思ひます。

私は、本改正案が国民の求める真の教育改革の道を誤る危険性を指摘し……

○議長(土屋義彦君) 久保君、時間が超過いたしました。簡単に願います。

○久保君(続) 成立を強行した政府・与党に強く抗議して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

昭和六十三年十二月二十一日 参議院会議録第十四号 議事日程追加の件 国会に置かれる機関の休日に関する法律案

二六六

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(土屋義彦君) この際、日程に追加して、

国会に置かれる機関の休日に関する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長嶋崎均君。

審査報告書

国会に置かれる機関の休日に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十三年十二月二十一日

議院運営委員長 嶋崎 均

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、国会に置かれる機関において土曜開庁方式による週休二日制を実施するため、毎月の第二土曜日及び第四土曜日を当該機関の休日としようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

国会に置かれる機関の休日に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和六十三年十二月二十日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 土屋 義彦殿

国会に置かれる機関の休日に関する法律

(国会に置かれる機関の休日)

第一条 次の各号に掲げる日は、国会に置かれる機関の休日とし、当該機関の執務は、原則として行わないものとする。

一 日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の「国会に置かれる機関」とは、裁判官弾劾裁判所、裁判官訴追委員会、国立国会図書館並びに各議院に置かれる事務局及び法制局その他法令に基づき各議院に置かれる機関で両議院の議長が協議して定めるものをいう。

3 第一項の規定は、国会に置かれる機関の休日に当該各機関がその権限を行使し、又はその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(期限の特例)

第二条 国会に置かれる機関に対する申立てその他の行為の期限で法令で規定する期間をもつて定めるものが国会に置かれる機関の休日に当たるときは、国会に置かれる機関の休日の翌日をもつてその期限とみなす。ただし、法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この法律は、行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)の施行の日から施行する。

〔嶋崎均君登壇、拍手〕

○嶋崎均君 ただいま議題となりました法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法は、国会に置かれる機関においても、さきに決定されております行政機関、裁判所及び地方公共団体と同様に、土曜開庁方式による週休二日制を実施しようとするものであります。

本法により休日といたしますのは、裁判官弾劾裁判所、裁判官訴追委員会、国立国会図書館並びに各議院の事務局及び法制局その他法令に基づき各議院に置かれる機関であります。これら国会に置かれる機関につきましては、日曜日並びに国民の祝日等に加え、毎月の第二土曜日及び第四土曜日を休日とし、当該各機関の執務は原則として行わないものとするほか、これに伴う期限の特例について

て所要の規定を設けております。

なお、本法は、先般可決されております行政機関の休日に関する法律の施行の日から施行することとしております。

委員会におきましては、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと全会一致をもって決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十九分散会

出席者は左のとおり。

議長 土屋 義彦君
副議長 瀬谷 英行君

議員 及川 順郎君 片上 公人君
勝本 健司君 平野 清君
刈田 貞子君 猪熊 重二君
橋本孝一郎君 木本平八郎君

昭和六十二年十二月二十一日 参議院會議録第十四号

青木 茂君	太田 淳夫君	田代由紀男君	谷川 寛三君	山東 昭子君	宮田 輝君	坂元 親男君	平井 卓志君
中野 鉄造君	小西 博行君	大河原太一郎君	高平 公友君	山内 一郎君	西村 尚治君	小山 一平君	千葉 景子君
塩出 啓典君	馬場 富君	井上 裕君	北 修二君	初村滝一郎君	松垣徳太郎君	田淵 勲二君	吉井 英勝君
広中和歌子君	山田 勇君	金丸 三郎君	伊江 朝雄君	中西 一郎君	山崎 竜男君	諫山 博君	内藤 功君
松岡満壽男君	星 長治君	後藤 正夫君	佐々木 満君	河本嘉久蔵君	古賀雷四郎君	渡辺 四郎君	及川 一夫君
鶴岡 洋君	峯山 昭範君	亀長 友義君	長谷川 信君	原 文兵衛君	山岡 賢次君	山口 哲夫君	佐藤 昭夫君
飯田 忠雄君	和田 教美君	嶋崎 均君	加藤 武徳君	吉川 博君	秋山 肇君	吉川 春子君	梶原 敬義君
柳澤 鍊造君	堀江 正夫君	植木 光教君	木村 睦男君	野末 陳平君	一井 淳治君	糸久八重子君	稻村 稔夫君
林 寛子君	中野 明君	石本 茂君	長田 裕二君	永田 良雄君	中曾根弘文君	菅野 久光君	近藤 忠孝君
高桑 榮松君	中西 珠子君	鈴木 省吾君	世耕 政隆君	高橋 清孝君	田辺 哲夫君	橋本 敦君	中村 哲君
栗林 卓司君	関 嘉彦君	井上 吉夫君	梶木 又三君	田 英夫君	查掛 哲男君	上野 雄文君	佐藤 三吾君
降矢 敬義君	遠藤 政夫君	岡野 裕君	倉田 寛之君	斎藤 文夫君	下稻葉耕吉君	大森 昭君	松前 達郎君
三木 忠雄君	多田 省吾君	大浜 方策君	竹山 裕君	鈴木 貞敏君	山本 正和君	龜山 篤君	香脱タケ子君
高木健太郎君	伏見 康治君	石井 道子君	宮崎 秀樹君	久保田真苗君	森山 眞弓君	村沢 牧君	大木 正吾君
藤井 恒男君	田中 正巳君	松浦 孝治君	野沢 太三君	小島 静馬君	仲川 幸男君	丸谷 金保君	久保 亘君
熊谷太三郎君	青島 幸男君	永野 茂門君	青木 幹雄君	松浦 功君	名尾 良孝君	矢田部 理君	志苔 裕君
西川 潔君	坪井 一字君	上杉 光弘君	小野 清子君	小川 仁一君	大木 浩君	山中 郁子君	浜本 万三君
陣内 孝雄君	浦田 勝君	大塚清次郎君	木宮 和彦君	岡部 三郎君	梶原 清君	対馬 孝且君	粕谷 照美君
下村 泰君	喜屋武眞榮君	久世 公亮君	柳川 覺治君	川原新次郎君	関口 恵造君	赤桐 操君	立木 洋君
山田耕三郎君	佐藤謙一郎君	吉村 眞事君	石井 一二君	田沢 智治君	成相 善十君	野田 哲君	安恒 良一君
二本 秀夫君	前島英三郎君	大城 眞順君	宮澤 弘君	高杉 勉忠君	大鷹 淑子君	福岡 知之君	本岡 昭次君
矢野俊比古君	吉川 芳男君	杉山 令肇君	藤井 孝男君	斎藤榮三郎君	岡田 広君	小野 明君	秋山 長造君
石原健太郎君	添田増太郎君	出口 廣光君	水谷 力君	大島 友治君	遠藤 要君	小笠原貞子君	上田耕一郎君
守住 有信君	寺内 弘子君	前田 敷男君	松尾 官平君	林 道君	青木 新次君	宮本 顯治君	
林 健太郎君	曾根田郁夫君	板垣 正君	岩本 政光君	鈴木 和美君	林田悠紀夫君	法務大臣	
志村 哲良君	工藤万砂美君	坂野 重信君	下条進一郎君	中村 太郎君	堀内 俊夫君	文部大臣	
海江田鶴造君	井上 孝君	村上 正邦君	真鍋 賢二君	斎藤 十朗君	志村 愛子君	中島源太郎君	
高木 正明君	森田 重郎君						

田代由紀男君	谷川 寛三君	山東 昭子君	宮田 輝君	坂元 親男君	平井 卓志君
大河原太一郎君	高平 公友君	山内 一郎君	西村 尚治君	小山 一平君	千葉 景子君
井上 裕君	北 修二君	初村滝一郎君	松垣徳太郎君	田淵 勲二君	吉井 英勝君
金丸 三郎君	伊江 朝雄君	中西 一郎君	山崎 竜男君	諫山 博君	内藤 功君
後藤 正夫君	佐々木 満君	河本嘉久蔵君	古賀雷四郎君	渡辺 四郎君	及川 一夫君
亀長 友義君	長谷川 信君	原 文兵衛君	山岡 賢次君	山口 哲夫君	佐藤 昭夫君
嶋崎 均君	加藤 武徳君	吉川 博君	秋山 肇君	吉川 春子君	梶原 敬義君
植木 光教君	木村 睦男君	野末 陳平君	一井 淳治君	糸久八重子君	稻村 稔夫君
石本 茂君	長田 裕二君	永田 良雄君	中曾根弘文君	菅野 久光君	近藤 忠孝君
鈴木 省吾君	世耕 政隆君	高橋 清孝君	田辺 哲夫君	橋本 敦君	中村 哲君
井上 吉夫君	梶木 又三君	田 英夫君	查掛 哲男君	上野 雄文君	佐藤 三吾君
岡野 裕君	倉田 寛之君	斎藤 文夫君	下稻葉耕吉君	大森 昭君	松前 達郎君
大浜 方策君	竹山 裕君	鈴木 貞敏君	山本 正和君	龜山 篤君	香脱タケ子君
石井 道子君	宮崎 秀樹君	久保田真苗君	森山 眞弓君	村沢 牧君	大木 正吾君
松浦 孝治君	野沢 太三君	小島 静馬君	仲川 幸男君	丸谷 金保君	久保 亘君
永野 茂門君	青木 幹雄君	松浦 功君	名尾 良孝君	矢田部 理君	志苔 裕君
上杉 光弘君	小野 清子君	小川 仁一君	大木 浩君	山中 郁子君	浜本 万三君
大塚清次郎君	木宮 和彦君	岡部 三郎君	梶原 清君	対馬 孝且君	粕谷 照美君
久世 公亮君	柳川 覺治君	川原新次郎君	関口 恵造君	赤桐 操君	立木 洋君
吉村 眞事君	石井 一二君	田沢 智治君	成相 善十君	野田 哲君	安恒 良一君
大城 眞順君	宮澤 弘君	高杉 勉忠君	大鷹 淑子君	福岡 知之君	本岡 昭次君
杉山 令肇君	藤井 孝男君	斎藤榮三郎君	岡田 広君	小野 明君	秋山 長造君
出口 廣光君	水谷 力君	大島 友治君	遠藤 要君	小笠原貞子君	上田耕一郎君
前田 敷男君	松尾 官平君	林 道君	青木 新次君	宮本 顯治君	
板垣 正君	岩本 政光君	鈴木 和美君	林田悠紀夫君	法務大臣	
坂野 重信君	下条進一郎君	中村 太郎君	堀内 俊夫君	文部大臣	
村上 正邦君	真鍋 賢二君	斎藤 十朗君	志村 愛子君	中島源太郎君	

山内 一郎君	西村 尚治君	小山 一平君	千葉 景子君
初村滝一郎君	松垣徳太郎君	田淵 勲二君	吉井 英勝君
中西 一郎君	山崎 竜男君	諫山 博君	内藤 功君
河本嘉久蔵君	古賀雷四郎君	渡辺 四郎君	及川 一夫君
原 文兵衛君	山岡 賢次君	山口 哲夫君	佐藤 昭夫君
吉川 博君	秋山 肇君	吉川 春子君	梶原 敬義君
野末 陳平君	一井 淳治君	糸久八重子君	稻村 稔夫君
永田 良雄君	中曾根弘文君	菅野 久光君	近藤 忠孝君
高橋 清孝君	田辺 哲夫君	橋本 敦君	中村 哲君
田 英夫君	查掛 哲男君	上野 雄文君	佐藤 三吾君
斎藤 文夫君	下稻葉耕吉君	大森 昭君	松前 達郎君
鈴木 貞敏君	山本 正和君	龜山 篤君	香脱タケ子君
久保田真苗君	森山 眞弓君	村沢 牧君	大木 正吾君
小島 静馬君	仲川 幸男君	丸谷 金保君	久保 亘君
松浦 功君	名尾 良孝君	矢田部 理君	志苔 裕君
小川 仁一君	大木 浩君	山中 郁子君	浜本 万三君
岡部 三郎君	梶原 清君	対馬 孝且君	粕谷 照美君
川原新次郎君	関口 恵造君	赤桐 操君	立木 洋君
田沢 智治君	成相 善十君	野田 哲君	安恒 良一君
高杉 勉忠君	大鷹 淑子君	福岡 知之君	本岡 昭次君
斎藤榮三郎君	岡田 広君	小野 明君	秋山 長造君
大島 友治君	遠藤 要君	小笠原貞子君	上田耕一郎君
林 道君	青木 新次君	宮本 顯治君	
鈴木 和美君	林田悠紀夫君	法務大臣	
中村 太郎君	堀内 俊夫君	文部大臣	
斎藤 十朗君	志村 愛子君	中島源太郎君	

国務大臣

文部大臣	中島源太郎君
法務大臣	林田悠紀夫君
宮本 顯治君	
小笠原貞子君	上田耕一郎君
小野 明君	秋山 長造君
福岡 知之君	本岡 昭次君
野田 哲君	安恒 良一君
赤桐 操君	立木 洋君
対馬 孝且君	粕谷 照美君
山中 郁子君	浜本 万三君
矢田部 理君	志苔 裕君
丸谷 金保君	久保 亘君
村沢 牧君	大木 正吾君
龜山 篤君	香脱タケ子君
大森 昭君	松前 達郎君
上野 雄文君	佐藤 三吾君
橋本 敦君	中村 哲君
菅野 久光君	近藤 忠孝君
糸久八重子君	稻村 稔夫君
吉川 春子君	梶原 敬義君
山口 哲夫君	佐藤 昭夫君
渡辺 四郎君	及川 一夫君
諫山 博君	内藤 功君
田淵 勲二君	吉井 英勝君
小山 一平君	千葉 景子君
坂元 親男君	平井 卓志君

昭和六十三年十二月二十一日 参議院會議録第十四号 議長の報告事項

国務大臣 高島 修君
(総務庁長官)
国務大臣 田澤 吉郎君
(防衛庁長官)

議長の報告事項

去る十六日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

本村 和喜君

出口 廣光君

法務委員

辞任

補欠

一井 淳治君

秋山 長造君

橋本 敦君

諫山 博君

外務委員

辞任

補欠

三治 重信君

小西 博行君

農林水産委員

辞任

補欠

出口 廣光君

本村 和喜君

秋山 長造君

一井 淳治君

諫山 博君 橋本 敦君
小西 博行君 三治 重信君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する調査特別委員

辞任

補欠

谷川 寛三君

佐藤謙一郎君

岩本 政光君

野沢 太三君

斎藤 文夫君

小野 清子君

大森 昭君

対馬 孝且君

渡辺 四郎君

及川 一夫君

堀出 啓典君

中野 鉄造君

和田 教美君

中野 明君

吉井 英勝君

吉川 春子君

勝木 健司君

柳澤 鍊造君

野末 陳平君

秋山 肇君

青島 幸男君

下村 泰君

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正
する法律案

肉用子牛生産安定等特別措置法案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議
院に通知した。

遊漁船業の適正化に関する法律案

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員村沢牧君提出長野県伊那谷における
米軍ジェット機による低空飛行訓練に関する質
問に対する答弁書

同日本院は、運輸審議会委員に平四郎君を任命す
ることに同意した旨内閣に通知した。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通
知した。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正
する法律

肉用子牛生産安定等特別措置法

遊漁船業の適正化に関する法律

同日内閣から、次の報告書を受領した。

広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書

長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書

旧軍港市転換事業進捗状況報告書

別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報
告書

伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報
告書

熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報
告書

横浜国際港都建設事業進捗状況報告書

神戸国際港都建設事業進捗状況報告書

奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書

松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報
告書

軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況
報告書

熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報
告書

横浜国際港都建設事業進捗状況報告書

神戸国際港都建設事業進捗状況報告書

奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書

松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報
告書

軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況
報告書

去る十七日議長において、次のとおり特別委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する調査特別委員

辞任

補欠

佐藤謙一郎君

林 健太郎君

小野 清子君

斎藤 文夫君

野沢 太三君

岩本 政光君

対馬 孝且君

大森 昭君

中野 明君

和田 教美君

中野 鉄造君

一昨十九日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

山口 哲夫君

補欠

菅野 久光君

地方行政委員

辞任

小野 明君

補欠

山口 哲夫君

法務委員

辞任

徳永 正利君

補欠

堀内 俊夫君

藤田 正明君

阿野 裕君

外務委員

辞任

林田悠紀夫君

補欠

杉元 恒雄君

大蔵委員

辞任

堀内 俊夫君

補欠

徳永 正利君

文教委員

辞任

杉元 恒雄君

補欠

林田悠紀夫君

農林水産委員

辞任

菅野 久光君

補欠

小野 明君

逓信委員

辞任

岡野 裕君

補欠

藤田 正明君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する調査特別委員

辞任

林 健太郎君

補欠

谷川 寛三君

大森 昭君

対馬 孝且君

上田耕一郎君

吉井 英勝君

井上 計君

柳澤 鍊造君

下村 泰君

喜屋武眞榮君

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動
があつたのでその政府委員としての資格を失つた
旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 官職後の氏名 異動年月日 官職名

公安調査 佐藤 道夫 最高検察 昭三・三・九
庁次長 長 庁公判部

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の
者を第百十三回国会政府委員に任命することを承
認した。

公安調査庁次長 古賀 宏之君

同日内閣総理大臣から議長宛、公安調査庁次長古賀宏之君(同日議長承認)を第百十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 菅野 久光君

補欠 小野 明君

法務委員

辞任 堀木 又三君

補欠 高橋 清孝君

中村 太郎君

永田 良雄君

宮本 顕治君

林 道君

二木 秀夫君

宮本 顕治君

下田 京子君

文教科員

辞任 林田悠紀夫君

補欠 久世 公亮君

農林水産委員

辞任 小野 明君

補欠 菅野 久光君

下田 京子君

運輸委員

辞任

二木 秀夫君

補欠

林 道君

建設委員

辞任

高橋 清孝君

補欠

堀木 又三君

予算委員

辞任

永田 良雄君

補欠

林 道君

議院運営委員

辞任

久世 公亮君

補欠

杉元 恒雄君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する調査特別委員

辞任

仲川 幸男君

補欠

鈴木 貞敏君

村上 正邦君

小野 清子君

対馬 孝且君

矢田部 理君

橋本 敦君

上田耕一郎君

秋山 肇君

野末 陳平君

同日委員会において選任した理事は次のとおりで
ある。

昭和六十三年十二月二十一日 参議院会議録第十四号 議長報告事項

二六九

昭和六十三年十二月二十一日 参議院會議録第十四号 議長の報告事項 質問主意書及び答弁書

法務委員会

理事 猪熊 重二君 (猪熊重二君の補欠)
理事 諫山 博君 (諫山博君の補欠)

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国会に置かれる機関の休日に関する法律案 (衆議院第七号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第二三三号)

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案 (閣法第一四四号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案 (閣法第一五五号)

内閣委員会に付託

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第一六六号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第一七七号)

法務委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案 (田中恒利君外四名提出) (衆第四四号)

農林水産委員会に付託

国会に置かれる機関の休日に関する法律案 (議院運営委員長提出) (衆第七号)

議院運営委員会に付託

同日委員長から次の報告書が提出された。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第一六六号) 審査報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第一七七号) 審査報告書

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第二三三号) 審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案 (閣法第一四四号) 審査報告書

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案 (閣法第一五五号) 審査報告書

教育職員免許法等の一部を改正する法律案 (第百十二回国会閣法第四五号) 審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

アイヌ民族の処遇に関する質問主意書 (猪熊重二君提出)

同日内閣を経由して公正取引委員会委員長から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十四条第一項の規定に基づく昭和六十二年度公正取引委員会年次報告書を受領した。

本日委員長から次の報告書が提出された。

国会に置かれる機関の休日に関する法律案 (衆第七号) 審査報告書

長野県伊那谷における米軍ジェット機による低空飛行訓練に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十三年十二月六日

参議院議長 土屋 義彦殿

村沢 牧

長野県伊那谷における米軍ジェット機による低空飛行訓練に関する質問主意書

本年八月下旬から九月上旬にかけて、さらに十一月中旬以降、長野県伊那谷を使用して米軍ジェット機が低空飛行訓練を実施したため、その通過地点となつた南信濃村、上村、大鹿村、長谷村、高遠町及び伊那市などでは、爆音に伴う被害や事故への不安から住民の生活が著しく破壊されている。長野県を始め関係村当局は、防衛施設庁、自衛隊及び外務省に対し、事実関係の確認と同訓練の中止等を強く要請しているが、一向に事態が改善されないまま今日に至っている。このまま事態を放置すれば、地域住民の生活への多大な影響、さらには、住民の安全にも重大な係わりが生ずると危惧される。

よつて、以下の諸点について政府の見解を伺いたい。

一 当初、飛来しているジェット機の国籍、機種等は不明であつたが、報道関係者及び住民の写真撮影並びに当該村役場職員等の目撃により、横須賀に寄港中の米空母「ミッドウェー」の艦載機であることが判明している。

政府は、この事実を確認しているか。また、それはどのような手段で確認したのか。

二 飛来しているジェット機の機種については、

同じく地元の調査によりF A—18 ホーネット、A—6 イントルダー、E A—6 B ブラウラー及びK A—6 D が確認されている。

政府は、訓練に参加している機種について、どのように把握しているか。また、それはどのような手段で確認したのか。

三 訓練に参加している航空機は、訓練時にどのような兵器(ミサイル、爆弾等)を搭載しているのか。

四 訓練の目的は低空飛行訓練と思われるが、政府は確認しているか。また、米軍における低空飛行訓練とはどのような態様の訓練か。

五 自衛隊においても低空飛行訓練を実施しているか。実施している場合は、その訓練の態様、実施時期、場所及び実施するに当たつての安全性の確保について、どのような配慮を行っているか明らかにされたい。

六 米軍が伊那谷における低空飛行訓練を実施するに当たつて、事前に、また、今日に至るまで地元は一切の説明がなされていないと承知しているが、政府には今日まで、何らかの説明があったのか。また、訓練地域を選定するに当たつて、米軍から何らかの照会があつたのか。

七 今回の伊那谷における低空飛行訓練は、昨年八月に奈良県十津川村で発生した「ミッドウェー」艦載機E A—6 Bの林業用ワイヤ切断事故に伴い、同訓練を伊那谷に移したのではないかと推測されているが、政府の認識はどうか。

八 米軍が低空飛行訓練の場所を伊那谷に移した理由は何か。同地域には、美和ダム、高圧線、治山工事用ワイヤ等が存在しており、同種訓練を実施するには危険と考えるが、政府の認識はどうか。また、米軍はこのような事実を承知の上で訓練地域を選定したのか。

九 低空飛行訓練の実施に伴い、地元では騒音により学校の授業、乳児や老人ホームのお年寄りなどの生活及び牛の搾乳に影響が出ている。また、事故の危険に怯え不安な生活を余儀なくされているが、政府はその実態を承知しているか。また、それに対してどのような対応を行つたのか。

十 訓練の態様について、政府は「日米安保条約に基づく地位協定上、実弾射撃を伴う訓練以外は、低空飛行訓練も含めてどこで行つても差し支えない。しかし、米軍側も日本の国民感情に配慮し、国内法を遵守しているはずだ」としているが、実際は、当該山村より低く、高圧線スレスレに、また、高圧線の下を飛行し、美和ダムを標的にしたような飛行を行つていることが、地元の調査で判明している。このような飛行が、我が国の法律を遵守し、住民の安全に配慮していると政府は認識しているのか。

十一 十一月二十八日、長野県知事は地域住民の不安を背景に、外務省北米局長及び在日米海軍司令官あてに、文書で低空飛行訓練の即時中止を要請したが、その後政府は本要請に対してどのような対応をしたのか。当然、米軍側とも連絡をとつたと考えるが、いつ、だれに対して、どのような内容の行動をとつたのかについても説明されたい。

十二 地元では、何の説明もないままに、突如としてこのような危険な訓練が実施されたことに對して強い憤りを示している。また、住民の平穩な生活と安全を確保するために、訓練の即時中止を求めている。政府は、このような住民の当然の要求に対して、最大限の努力をすべきと考えるので、以下の点について見解を示されたい。

1 事前に説明なく訓練を実施したことを地域住民に謝罪するとともに、かかる危険な訓練を直ちに中止させること

2 十一月十七日、大鹿村で山村振興のために「村民がヘリで村を見る催し」を実施するに当たつて、事前に安全確保のため訓練自衛を米軍に申し入れたが、これが無視された理由と今後の対処策

3 同地域では来年四月から送電線新設工事に伴つて、ヘリコプターによる資材空輸が予定されているが、そのための安全確保策

4 米軍の訓練が開始されてから、現地では度々政府機関に対して、その実態把握を要請したにもかかわらず、何らの積極的な対応を行わなかつたこと

十三 米軍の訓練に伴う国民生活への多大な影響が日本各地で発生していること、また、米軍の士気の緩みとおごりと断言せざるを得ない不祥事等が多発していることにかんがみ、政府とし

昭和六十三年十二月二十一日 参議院会議録第十四号 質問主意書及び答弁書

て断固たる抗議を行うとともに、米軍訓練体系の改善を要請すべきと考えるが、政府の見解はどうか。

十四 国民生活の安全と平和を確保するためには、現在、野放しになつている米軍の訓練等の行動に対し、秩序ある規制を確保するため、日米地位協定の改定を含め、その是正を真剣に検討することが急務と考えるが、政府の見解はどうか。

右質問する。

昭和六十三年十二月十六日

内閣総理大臣 竹下 登

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議員村沢牧君提出長野県伊那谷における米軍ジェット機による低空飛行訓練に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員村沢牧君提出長野県伊那谷における米軍ジェット機による低空飛行訓練に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

外務省から在日米大使館に対し照会を行つたところ、これまで米側より、米海軍の空母ミ

ドウェーの艦載機が長野県において飛行訓練を行つた旨の回答を得ている。

これら航空機が訓練時にどのような兵器を搭載しているか等については、米軍の運用にかかわる問題であり、政府として承知する立場にない。

五について

自衛隊は、必要に応じ公海上等における航法訓練等を行つてゐるが、その際、最低安全高度に関する航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の規定等を遵守し安全に配慮しつつ行つてゐるところである。

六及び十二の1について

米軍は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和三十五年条約第六号）第六条の規定に基づき、日本の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、我が国において施設・区域を使用することを許されている。米軍がかかる目的で我が国に駐留することを同条約が認めてゐるということは、事前協議にかかる事項のように別段の定めのある場合を除くほか、米軍がかかる目的の達成のため、飛行訓練を含め

軍隊としての機能に属する諸活動を一般的に行うことを当然の前提としてゐるところ、米軍は、個々の飛行訓練の内容等について我が国への連絡を行う必要はない。ただし、御指摘の米軍機の飛行訓練については、外務省からの照会に対し、米側から一から四までについておいて述べた回答がなされている。

また、御指摘の米軍機の飛行訓練については、このような米軍の駐留目的を達成する上で必要なものと理解しており、政府としては、これを止めるよう米側に求める考えはない。

一方、米軍は全く自由に飛行訓練等を行つてよいわけではなく、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払つて活動すべきものであることは言うまでもなく、米軍もこの点には十分に留意し、御指摘の飛行訓練を行うについては安全面の配慮を払うとともに、地域住民に与える影響を最小限に留めるよう努めているものと承知している。

七、八及び十について

米軍機が長野県で飛行訓練を実施することとなつた経緯等は米軍の運用にかかわる問題であり、政府として承知する立場にない。

また、政府としては、米側に対し、従来より累次の機会に米軍機の飛行に際する安全確保につき要望してきたところであり、米軍としては、同地域において飛行訓練を行うについては、同地域における諸事情を認識の上行つてゐるものと理解しているが、政府としては、米側に対し、送電線の存在等当該地域の諸事情につき念のため説明の上、これらの事情を踏まえた上で安全確保につき万全の措置を採るよう、また、騒音等の問題に十分配慮するよう申入れを行つた。

これに対し、米側は、航空法に規定された最低安全高度を尊重し、極力村落を避けて飛行を行う等安全面での配慮を払うとともに、地域住民に対する影響を最小限にするよう努めている旨述べている。

九、十一及び十二の4について

政府としては、長野県で航空機の低空飛行が増加している旨報道されたこと等にかんがみ、米軍機がかかる飛行を行つてゐるのかにつき、在日米大使館に対し照会を行つていたところ、米海軍厚木飛行場から飛び立つた米海軍機が長野県において飛行訓練を行つてゐる旨回答を得た。

政府としては、同飛行訓練に伴う騒音等に対する苦情が地元にあることは承知しており、地元地方公共団体の要請をも踏まえ、十二月初旬、日米合同委員会等の場を通じ、米側に対し、米軍機の飛行に際しては安全確保につき万全の措置を採るとともに、騒音等の問題に十分配慮するよう申入れを行った。

十二の2について

大鹿村からの要望により地元のヘリコプターの飛行計画を米側に通報し、安全に留意するよう申し入れたところ、米側も十分安全確保に配慮しつつ、飛行を行ったものと承知している。

十二の3について

政府としては、米側に対し、米軍機の飛行が行われている地域には、今後、送電線工事に伴ってヘリコプターが飛行することがあることを伝達の上、安全確保につき万全の措置を採るよう申し入れているところである。関係地方公共団体より、同地域におけるヘリコプターの飛行についての米側への情報提供につき要望がある際は、安全確保に万全を期するとの観点から、前向きに対処していきたい。

十三及び十四について

政府としては、最近、在日米軍の訓練に係る事件・事故が種々発生していることは遺憾なことを考えており、個々の事案に応じ、米側に対し、原因究明、再発防止等につき申入れを行っているところである。

政府としては、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号)の改正等は考えていないが、今後とも、在日米軍の運用に伴う地域住民への影響が最小限となるよう努力していきたい。

昭和六十三年十二月二十一日 参議院会議録第十四号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒105

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
官報課ダイヤルイン
電話(五七)三三三

定価一部
二二〇円